

2013
(平成25年)

9

SEPTEMBER

年金機構業務

No.019

つらしん



○ 1.年金給付(相談)事務に関するお知らせ……………P.1



○ 2.金融機関の新設・合併・店舗名称変更等 ………P.69



○ 3.総務部からのお知らせ「掲示物(ポスター)の管理」……P.76



↑穴あけチエック用↓



↑ 穴あけチエック用 ↓

《もくじ》

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ	1
トピックス ～ 再裁定グループからのお知らせ（その9）～	2
1) 再裁定にかかる返戻の多い事例	
2) 紙コンにおける遺族年金と死亡者の受給していた年金が併記された回答書等を使用する場合の再裁定の進達方法と留意点	
○【業管指2013-8】年金給付に係る届書・請求書等の進達方法の留意点（指示・依頼）	8
「支給停止事由該当届」の届出省略に関する指示・依頼等	
○【給付情2013-67】【記管情2013-28】 「支給停止事由該当届」の届出省略にかかる省令改正に伴う年金請求書（ターンアラウンド用）の取扱い変更（情報提供）	13
○【事企情2013-40】「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布（情報提供）	17
「3号不整合記録対処部分」にかかる事務処理要領	
○【国年指2013-229】【給付指2013-82】 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」にかかる事務処理要領等（3号不整合記録対処部分）（指示・依頼）	31
2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について	69
○【給付情2013-68】金融機関の店舗名称変更等（情報提供） （平成25年8月15日支払から変更）	70
○【給付情2013-77】金融機関の店舗名称変更等（情報提供） （平成25年9月13日支払から変更）	72
3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」	76
○ 掲示物管理台帳（平成25年8月16日現在）	77

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

- トピックス ～ 再裁定グループからのお知らせ（その9） ～ . . . 2
- 1) 再裁定にかかる返戻の多い事例
 - 2) 紙コンにおける遺族年金と死亡者の受給していた年金が併記された回答書等を使用する場合の再裁定の進達方法と留意点

【支払部 再裁定グループ】

- 【業管指 2013-8】年金給付に係る届書・請求書等の進達方法の留意点
(指示・依頼) 8

「支給停止事由該当届」の届出省略に関する指示・依頼等

- 【給付情 2013-67】【記管情 2013-28】
「支給停止事由該当届」の届出省略にかかる省令改正に伴う年金請求書
(ターンアラウンド用)の取扱い変更(情報提供) 13

- 【事企情 2013-40】「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布
(情報提供) 17

「3号不整合記録対処部分」にかかる事務処理要領

- 【国年指 2013-229】【給付指 2013-82】
「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」にかかる事務処理要領等(3号不整合記録対処部分)(指示・依頼) . . . 31
※ページ数の都合により、Q&Aを割愛しています。

↑
穴あけ
チェック
用
↓

再裁定グループからのお知らせ（その9）

【支払部 再裁定グループ】

再裁定の受付・進達事務について、日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

再裁定グループでは、再裁定の受付・進達事務の留意事項について、平成 22 年 11 月号から順次掲載しているところです。

今回は、再裁定にかかる返戻の多い事例について改めてお知らせします。

また、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せにかかる再裁定の進達事務について補足事項がありますので併せてお知らせします。

今後の業務の参考にしてください。

○再裁定にかかる返戻の多い事例

- I WM上の資格記録等に関するもの
- II 時効の取扱いにかかるチェックシート
- III 死亡失権者の再裁定における未支給の受取先の確認

○紙コンにおける遺族年金と死亡者の受給していた年金が併記された回答書等を使用する場合の再裁定の進達方法と留意点

再裁定にかかる返戻の多い事例

I WM上の資格記録等に関するもの

1 配偶者の基礎年金番号について

次のいずれかに当てはまる場合は、配偶者の基礎年金番号の記載が必要です。

受給権発生時又は加給年金支給開始時の配偶者の基礎年金番号を、様式第 127 号又は様式第 128 号（以下「様式第 127 号等」という。）に記載してください。

配偶者の基礎年金番号が未付番の場合は付番してください。

◆新法の老齢給付・障害給付

①年金給付記録原簿に配偶者状態表示が登録されている場合

②改定記録（04 画面）に下表の改定トランズがある場合

◆旧法の老齢給付・障害給付

①年金給付記録原簿の「加対者」欄に配偶者生年月日の表示がある場合

②年金給付記録原簿の「寡加停」欄に「1」又は「2」の表示がある場合

③改定記録（04 画面）に下表の改定トランズがある場合

改定トランズ	事 由
54-01	加対者死亡
54-02	加対者生計維持消滅
54-03	加対者 65 歳到達
54-04	加対者追加
54-25	配偶者状態表示の変更
54-20	配偶者の老齢または障害等の受給による加給金停止
54-21	配偶者の老齢または障害等の失権または全停による加給金開始

2 死亡者の基礎年金番号の付番について

遺族年金・寡婦年金の再裁定をする場合、死亡者の資格記録をもとに再裁定処理を行いますので、死亡者の基礎年金番号が必要です。

死亡者の基礎年金番号が未付番の場合は付番してください。

3 子の基礎年金番号について

子がいる遺族年金（旧法は子の原簿がある場合）の再裁定をする場合、親の様式第 127 号等の「その他」欄に子の基礎年金番号・生年月日を記載してください。

子の基礎年金番号が未付番の場合は付番してください。

4 生年月日訂正依頼の再裁定について

資格記録及び基礎年金番号管理ファイルの生年月日を訂正してください。

5 国民年金被保険者記録の住所の確認について

国民年金資格記録（「国年」050画面）に住所が未収録の場合、再裁定処理を進めることができませんので必ず収録してください。

なお、遺族年金の再裁定の場合も、死亡者の国民年金資格記録の整備が必要です。

6 重複期間にかかる確認及び整備について

追加する被保険者期間と別制度の期間が重複している場合、資格記録を整備してください。

参照：国民年金・厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領 P45～46「3 被保険者記録が重複している場合の取扱い」

II 時効の取扱いにかかるチェックシート

様式第128号を進達する際は、「年金機構業務つうしん 平成25年3月号」の「再裁定グループからのお知らせ(その8)」でお知らせしているとおり、時効の取扱いにかかるチェックシートを必ず添付してください。

なお、進達の際は、決裁者欄に上長の決裁があることを確認してください。

穴あけチェック用

見本

時効の取扱いにかかる
チェックシート

時効の取扱いにかかるチェックシート		決裁者	担当者						
<p>※ 平成24年9月7日厚生年金給付業務について、厚労省令（平成24年9月7日）第128号を施行する。</p> <p>1. 時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）</p> <p>2. 時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）</p> <p>3. 時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">2-1</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">2-2</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）</td> </tr> </table>	2-1	時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）	2-2	時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）	3	時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）		
2-1	時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）								
2-2	時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）								
3	時効の特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）								

決裁者欄に上長の決裁を受けてください。

参照：平成24年9月7日【給付指2012-196】「時効特例法の施行後に受給権が発生する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の援用に関する対応（指示・依頼）」

Ⅲ 死亡失権者の再裁定における未支給の受取先の確認

死亡失権者の再裁定をする場合は、未支給の振込先の確認が必要です。
受取先の指定には、未支給請求書（様式第 514 号）を使用してください。
（新規請求や転給の場合は、生計同一関係を確認できる書類の添付が必要です。）

ただし、今回の再裁定の未支給請求者が前回の未支給請求者と同一人で、次の 1、2 に該当する場合は、様式第 514 号の添付を省略できます。

（「年金機構業務つうしん 平成 23 年 5 月号」の「再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q & A」の Q10 を参照）

1 前回の未支給受取口座と同じ口座に振込を希望する場合

様式第 127 号等の「その他」欄に、「前回の未支給口座に振込希望」の旨を記載してください。

なお、以下の点にも注意してください。

① 金融機関の統廃合が行われていないか。

統廃合等により金融機関名・支店名等が変更になっている場合は、様式第 514 号を使用し、振込口座を改めて指定してください。

② 前回の未支給が郵便局の窓口での受取りではないか。

今回も窓口での受取りを希望される場合は、受取希望先の郵便局の「郵便局名・郵便番号・所在地」を様式第 127 号等の「その他」欄に記載してください。

なお、郵便局の口座での受取りに変更する場合は、様式第 514 号を使用し、振込口座を指定してください。

2 未支給請求者の受給している年金の受取口座に振込を希望する場合

様式第 127 号等の「その他」欄に、「請求者の〇〇年金口座に振込希望」の旨を記載してください。（〇〇は「遺族」「老齢」等、年金種別がわかるように記載してください。）

紙コンにおける遺族年金と死亡者の受給していた年金が併記された回答書等を使用する場合の再裁定の進達方法と留意点

◆進達方法

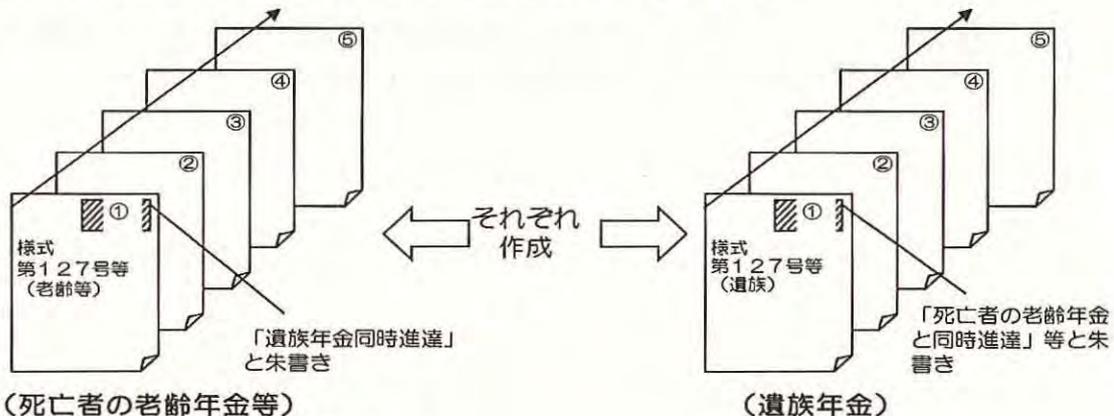
「コンピュータ記録と紙台帳等の突合せにかかる職員マニュアル」の「2.2.13 再裁定処理」において、「再裁定要領は既存のマニュアル等を参照する」と記載があります。平成24年5月14日【記対指2012-50】*で示された「Ⅱ 年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答書等」（＝遺族年金と死亡者の老齢年金が併記された回答書等）についても、既存のマニュアルに則り、以下のように進達してください。（参照：業務処理要領【マニュアル】年金給付Ⅳ進達 8年金訂正（様式第127号、127号-2の処理）の進達 編）

* 紙台帳とコンピュータ記録の突合せを契機とする遺族年金受給者の年金記録の補正に係る通知の作成及び送付手順の取扱いと通知書作成ツールの配布（指示・依頼）

- 様式第127号又は様式第128号（以下「様式第127号等」という。）は年金コードごとに作成する。
- それぞれの様式第127号等の右上に、「死亡者の1150同時進達」など同時進達した年金コードがわかるように朱書きする。
- 再裁定と同時に処理を行う届書*¹や添付書類*²がある場合には、様式第127号等と併せて進達する。進達書類一式は、クリップ留めではなく、左上を必ずホッチキスで留める。
- 回答書等は、いずれかに原本を、他方には写しを添付する。
- 通帳の写しを添付する場合は、必ず死亡者の様式第127号等に添付する。

*1 様式第201号、様式第202号、様式第222号、様式第229号、様式第233号など

*2 戸籍抄本（謄本）、住民票の写し、所得証明、通帳の写しなど



- ① 様式第127号等
- ② 紙コンの回答書等（いずれかに原本を添付、他方は写し）
- ③ （様式第127号の3・時効の取扱いにかかるチェックシート）
- ④ （各種諸変更届）
- ⑤ （添付書類）

死亡者が受給していた年金の未支給受取口座について、遺族年金受取口座以外を希望している場合は、通帳の写しを必ず死亡者の様式第127号等に添付してください。

◆留意点

平成 24 年 5 月 14 日【記対指 2012-50】で示された「Ⅱ 年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答書等」（＝遺族年金と死亡者の受給していた年金が併記された回答書等（下図見本））では、死亡者の受給していた年金の未支給は原則として遺族年金受取口座へ振込みますが（※Aを参照）、※B欄に記入があり通帳の写しの添付がある場合には希望された受取口座へ振込みます。

見本

年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答書等

平成25年〇月〇日 現在

【4. 記録を訂正した場合の年金額の試算】

年金証書記号番号Ⅰ		2525-252525-1450	
訂正前	2,000,000 円/年	訂正後	2,100,000 円/年
年金証書記号番号Ⅱ		2222-222222-1150	
訂正前	2,300,000 円/年	訂正後	2,400,000 円/年

※この年金額は仮に計算したものですので、実際の年金額は異なる場合があります。

◆ 表面「年金記録の訂正についての回答書兼年金額の再計算についての申出書」欄で年金額の再計算をお申出いただいた方は、年金証書記号番号Ⅱの受取り先金融機関につきましては、**現在お受け取りになっている遺族年金の口座に振り込ませていただきます。** ※A

☆他の金融機関での受け取りを希望する方（年金証書記号番号Ⅱを遺族年金受取口座以外にする場合） ※B

下記に受取り先金融機関名・口座番号等をご記入のうえ、金融機関名・口座名義人・口座番号が記載されている通帳の写しを必ず同封いたします。

※現在受けている遺族年金の払い先を変更するものではありません。

1	金融機関	銀行 普通 活期 定期 金融 信託 信託 信託 郵便 貯蓄 郵便 貯蓄 信託 信託 信託 信託	口座番号 支店 支店 支店 支店
2	ゆうちょ銀行	貯蓄 貯蓄	口座番号

遺族年金受取口座以外を希望している場合は、通帳の写しを死亡者の様式第 127 号等に添付してください。

↑ 穴あけチエック用 ↓

この回答書等を使用する場合には、以下の点に注意してください。

- ① 様式第 127 号等の「その他」欄に受取先を記入する場合は、回答書等の内容に沿った記載をしてください。
 回答書等に記載されている受取口座と様式第 127 号等に記載されている受取口座が異なるケースが見受けられます。（例：回答書等では遺族年金の口座での受取りを希望している（※A欄参照）が、様式第 127 号等に「前回の未支給口座に振込希望」と記入されているケース。）
- ② 遺族年金受給者も死亡されていて、他の未支給請求者が再裁定の申出をする場合（転給を含む）は、この回答書等では受取口座を指定できません。
 今回新たに未支給請求する場合や転給の場合は、様式第 514 号に生計同一関係が確認できる書類を添付してください。
 今回の未支給請求者が前回と同一人の場合には、Ⅲ 死亡失権者の再裁定における未支給の受取先の確認を参照し、受取口座を確認してください。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

年金給付に係る届書・請求書等の進達方法の留意点（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○		◎		◎			◎			◎					◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

総務部、品質管理部、年金給付部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

受付進捗管理システムの運用開始後の本部への進達方法の留意事項については、平成24年12月17日【品管指 2012-169】「受付進捗管理システムの進達番号テーブルの登録及び留意事項」（指示・依頼）のとおりお知らせしていますが、不備の多い事項について改めて進達方法の留意をお願いします。

ポイント（内容）

1. 進達方法

- ① 進達票に届書・請求書等を記載する場合は、同じ種類ごとにまとめて記載してください。
- ② 事務センターから進達する場合は一つの年金事務所ごとに綴じ、異なる年金事務所分を綴じないようにしてください。

※ 詳しくは「年金給付に係る届書・請求書等の進達方法」（別紙）を参照してください。

2. 業務処理要領の改正

業務処理要領【マニュアル】は、追って改正します。

3. その他

本部への進達時期について、本部諸変更文書受付期限の週（各月受付最終週）での進達件数が極端に多い年金事務所又は事務センターが見受けられます。進達時期が各月受付最終週に偏らないようご協力をお願いします。

照会先 業務管理部業務管理G
 本担当先 佐藤、若槻
 連絡先 [Redacted]
 内線 [Redacted]

審査担当チェック欄 ■

年金給付に係る届書・請求書等の進達方法

受付進捗管理システム（以下「受付システム」という。）の運用開始後の本部への進達方法で、不備の多い事項について、改めて進達方法の留意点をお知らせするものです。（別添のイメージ図も参照ください。）

1. 進達書類の作成

届書・請求書等に添付書類がある場合は、左上部をホチキスまたはダブルクリップで留めて、届書・請求書等ごとに1つにまとめてください。添付書類はゼムクリップで留めないでください。

2. 進達票の作成

- (1) 進達票に届書・請求書等の名称を記載する際は、同じ種類の届書・請求書等はまとめて記載してください。
- (2) 進達票の年金コード欄には、請求書に記載されている年金コードを漏れなく記載してください。
- (3) 未支給年金請求書、再裁定、停止事由該当届（様式583号）、各種年金請求書、国際通算年金関係届書については、それぞれの専用の進達票を作成（使用）し、他の届書・請求書等が混在しないようにしてください。なお、3（5）により一連の処理を行う届書・請求書等がある場合は除きます。

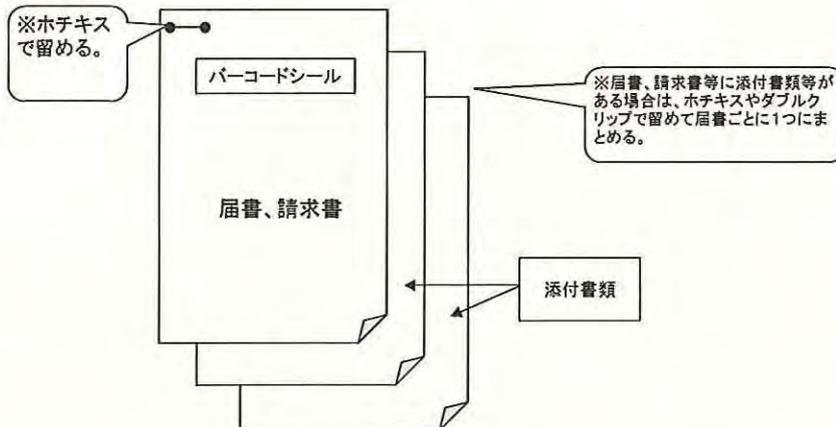
3. 進達方法

- (1) 届書・請求書等は進達票の順番に並んでいることを確認して進達してください。
- (2) 届書・請求書等の件数と進達票に記載されている届書・請求書等の件数が合致していることを確認して進達してください。
- (3) 進達書類を進達票に添付する際は、進達票、進達書類の順にして、輪ゴムまたはダブルクリップで綴じてください。進達票が複数枚にわたる場合でも、進達票ごとに進達書類を綴じてください。
- (4) 事務センターから進達される場合は、2（3）で作成したものを一つの年金事務所ごとに輪ゴムで綴じてください。異なる年金事務所を同じ輪ゴムで綴じないようにしてください。
- (5) 同一人につき、一連の処理を行うような届書・請求書等は、一緒にして届書・請求書等の左上をホチキスまたはダブルクリップで留めて進達してください。添付書類はゼムクリップで留めないでください。

これは、未支給年金請求書と選択申出書（様式第201号）の場合、バラバラに進達されると処理順序が逆になり、本来選択処理をした後に未支給の処理をするところが、選択処理がされないまま未支給が処理され、過誤払いが発生する等の処理誤りにつながることがあるためです。

このような同一人につき、複数の種類の届書・請求書等を同時進達する場合は、進達票に連続して表示されるよう作成してください。

1. 進達書類の作成



2. 進達票の作成

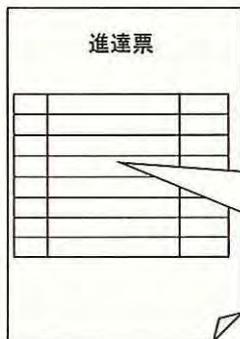
↑ 穴あけチエック用 ↓



進達票の記載については、同じ届書、請求書はまとめて記載する。

○正	×誤
1 届書A	1 届書A
2 届書A	2 届書A
3 届書A	3 届書A
4 届書A	4 届書A
5 届書A	5 届書B
6 届書A	6 届書B
7 届書B	7 届書A
8 届書B	8 届書A
9 届書B	9 届書B
10 届書C	10 届書C

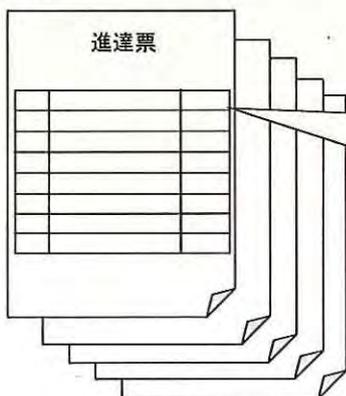
届書Aをまとめて記載するため、5、6に記載する。



年金コードは漏れなく記載する。

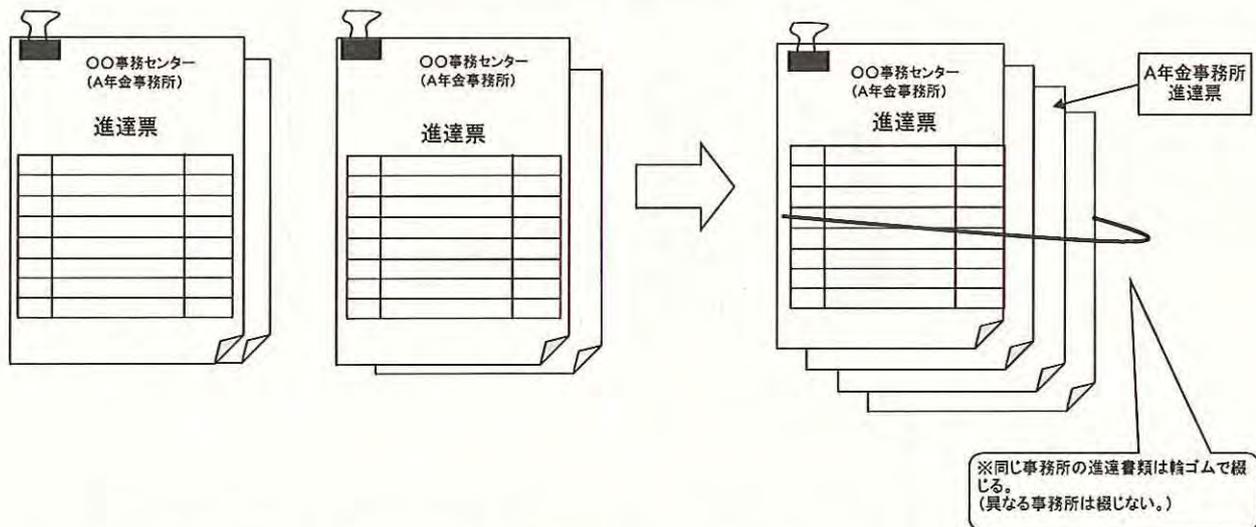
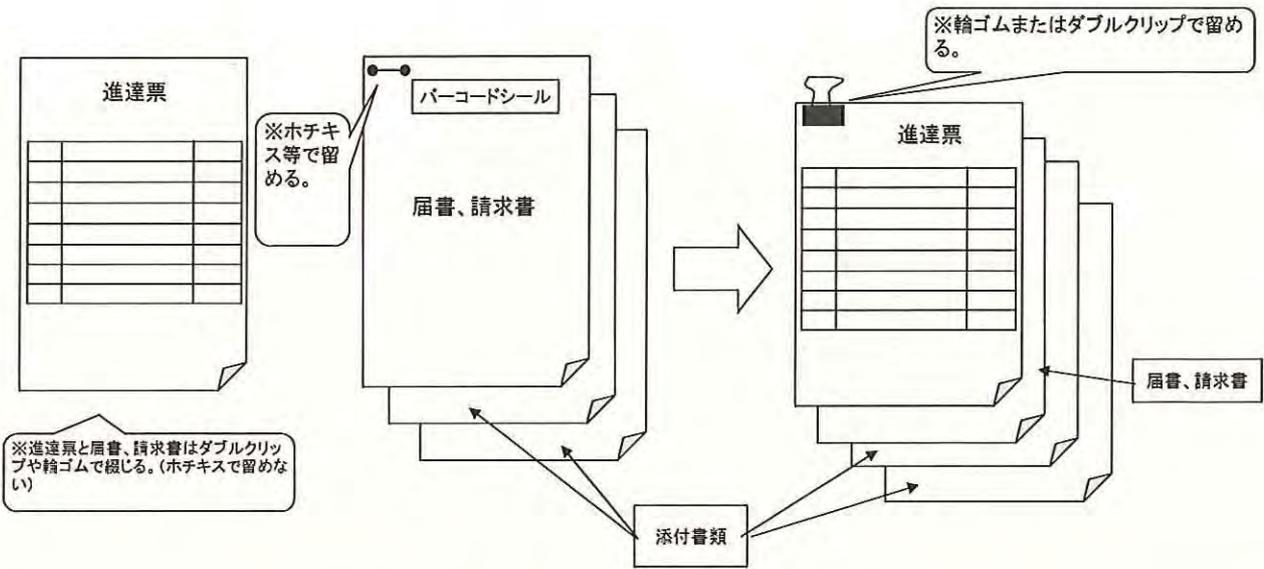
No.	受付年月日	届書名	基礎年金番号	年金コード	氏名	備考
1	2013/10/10	未支給年金請求書	9999-999991	1150,1450	高井戸 五郎	
2	2013/10/10	未支給年金請求書	1111-111119	0430,1150	三鷹 花子	
3	2013/10/10	未支給年金請求書	2222-222221	1450,0120	荻窪 太郎	

3. 進達方法



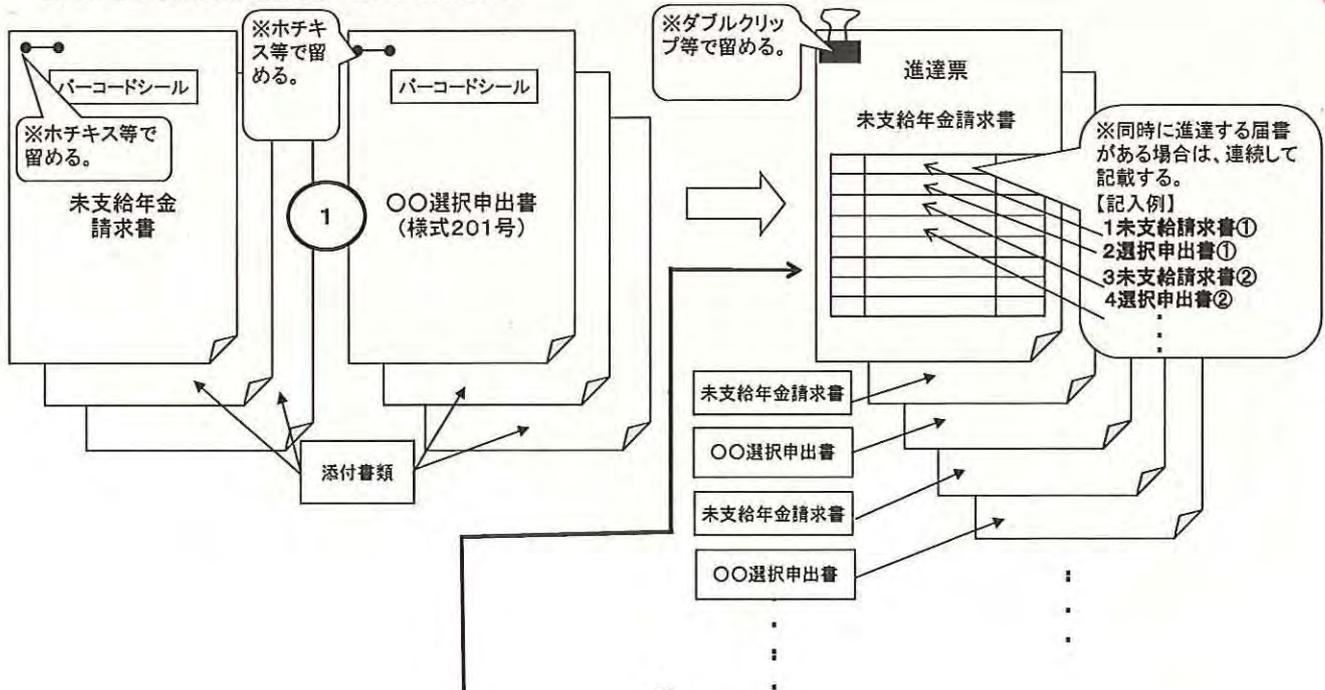
届書・請求書等が進達票の順番に並んでいることを確認する。届書・請求書等の件数と進達票に記載されている件数が合致していることを確認する。

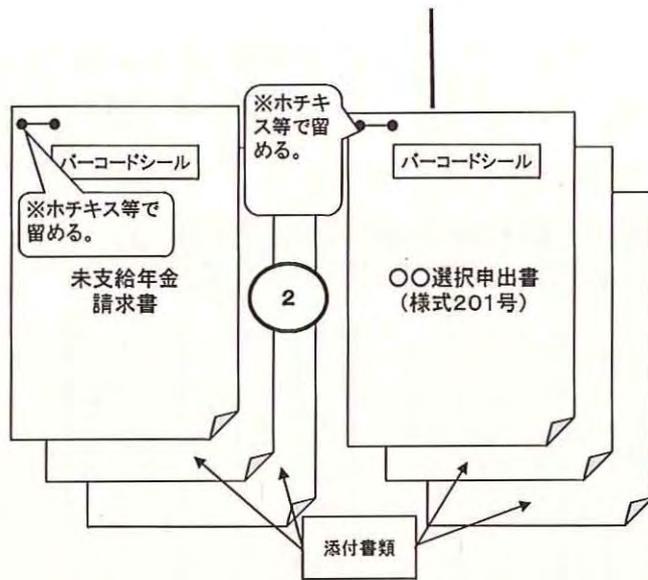
○進達票	○届書・請求書等
1 届書A 山田 太郎	1 届書A 山田 太郎
2 届書A 山田 花子	2 届書A 山田 花子
3 届書A 荻窪 太郎	3 届書A 荻窪 太郎
4 届書A 三鷹 花子	4 届書A 三鷹 花子
⋮	⋮
⋮	⋮
⋮	⋮



↑ 穴あけチエック用 ↓

一連の処理を行う関係の届書は、一緒にして進達する。





↑ 穴あけチェック用 ↓

平成 25 年 6 月 28 日
 給付情 2013-67
 記管情 2013-28

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

「支給停止事由該当届」の届出省略にかかる省令改正に伴う
 年金請求書（ターンアラウンド用）の取扱い変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部
 サービス推進部、年金相談部、業務管理部

目的・趣旨

「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」の届出省略にかかる省令改正に伴う、年金請求書（ターンアラウンド用）に同封する「支給停止事由該当届」・「年金の請求手続きのご案内」の取扱いおよび年金請求書（ターンアラウンド用）の発送日の変更についてお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 平成 25 年 6 月 28 日【事企情 2013-40】「『厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令』の公布（情報提供）」にてお知らせしましたとおり、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届（様式第 583 号）」（以下、「支給停止事由該当届」といいます。）の届出省略にかかる省令改正が公布されたところです。
 省令改正に伴い、平成 25 年 10 月 1 日以降に、60 歳から 65 歳になるまでの老齢厚生年金の受給権が発生する方等については、支給停止事由該当届の届出が原則不要となります。
 このため、平成 25 年 7 月以降に年金請求書（ターンアラウンド用）を送付する対象者のうち、60 歳到達者（平成 25 年 10 月 1 日以降に、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方）については支給停止事由該当届の同封を行いません。
 なお、特老厚未請求者（65 歳到達時点で未請求の方。なお、対象者の抽出は生まれ月の 4 カ月前です。）については、従来どおり支給停止事由該当届を同封します。併せて別添 1 もご参照ください。
- 届出が原則不要となるため、支給停止事由該当届の同封を行わない 60 歳到達者については、年金請求書（ターンアラウンド用）に同封の「年金の請求手続きのご案内」（60 歳用・赤色刷。以下、「ご案内」といいます。）の 6 ページ目の記事の一部を手作業により抹消のうえ送付します。詳細は別添 2 をご参照ください。
 なお、この対応は平成 25 年 7 月送付分から 9 月送付分までを対象とし、平成 25 年 10 月以降送付分は該当部分を削除した「ご案内」を送付します。

↑ 穴あけチエック用 ↓

3. 平成 25 年 7 月 1 日に送付を予定しておりました、年金請求書（ターンアラウンド用）のうち、60 歳到達者（約 12,000 件）については、送付準備のため予定を変更し平成 25 年 7 月 8 日に送付します。
なお、7 月 8 日以降の送付予定分については、平成 25 年度業務スケジュールのとおり送付します。
4. 省令改正に伴う事務の取扱いおよび帳票の様式変更等については、追ってお知らせします。

<年金給付事務に関すること>

照会先
本部年金給付部給付企画 G
担当 馬場（恵） 佐藤 柴田
連絡先
[REDACTED]（直通）

<ターンアラウンドに関すること>

照会先
本部記録管理部記録提供 G
担当 安長 島津
連絡先
[REDACTED]（直通）

平成25年度 年金請求書の事前送付(年金請求書の送付)

年月		平成25年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年金請求書の送付	対象者生年月日	S28.7.2 ~ S28.8.1 S23.7.2 ~ S23.8.1	S28.8.2 ~ S28.9.1 S23.8.2 ~ S23.9.1	S28.9.2 ~ S28.10.1 S23.9.2 ~ S23.10.1	S28.10.2 ~ S28.11.1 S23.10.2 ~ S23.11.1	S28.11.2 ~ S28.12.1 S23.11.2 ~ S23.12.1	S28.12.2 ~ S29.1.1 S23.12.2 ~ S24.1.1	S29.1.2 ~ S29.2.1 S24.1.2 ~ S24.2.1
	女性 (S28.7.2 ~ S29.8.1)	7/2~7/9 7/10~7/17	8/2~8/9 8/10~8/17	9/2~9/9 9/10~9/17	10/2~10/9 10/10~10/17	11/2~11/9 11/10~11/17	12/2~12/12 12/13~12/22	1/2~1/9 1/10~1/17
	男女 (S23.7.2 ~ S24.8.1)	7/18~7/25 7/26~8/1	8/18~8/25 8/26~9/1	9/18~9/24 9/25~10/1	10/18~10/25 10/26~11/1	11/18~11/24 11/25~12/1	12/23~1/1	1/18~1/25 1/26~2/1
	対象者抽籤日 (作成年月日)	11 18 25	1 8 15 22	7 13 20 27	3 10 17 24	1 16 22 29	5 12 19 26	9 17 24 30
画面照写日	12 19 26	2 9 16 23	8 14 21 28	4 11 18 25	2 17 23 30	6 13 20 27	10 18 25	
発送日		1 8 15 22	7 13 20 27	3 10 17 24	1 8 16 22	5 12 19 26	2 9 17 30	
				①	②	③	④	

支給停止事由該当届の同封の有無

送付対象者 (「ご案内」の色)	① 6月送付分 (9月生月者)	② 7月送付分 (10月生月者)	③ 8月送付分 (11月生月者)	④ 9月送付分 (12月生月者)
60歳到達者 (赤)	有	無 ※以降同封なし	無	無
特老厚未請求者 (緑)	有	有	有	有 ※9月2日送付分より様 式変更予定
老基・老厚発生者 (青)	無 ※従来同封なし	無	無	無

年金の受け取りについて

○年金額の一部あるいは全額が受け取れない場合があります。

- ・厚生年金保険に加入中の方は勤務先からの報酬額により年金額の一部あるいは全額が受け取れない場合があります。
- ・雇用保険の基本手当(船員保険は失業保険金)、高年齢雇用継続給付金を受けている方は年金額が調整されます(※)の雇用保険に関するリーフレットをご覧ください。

なお、年金額の全額が受け取れない場合は、支払いのご案内は送付しません。

サインペンにより
抹消しています。

○65歳から受け取る老齢基礎年金を、60歳から64歳の間に繰り上げて受け取ることができます。

繰上げ請求の年金は請求を行った月の翌月分から受け取れます。

なお、受け取る年金額は、請求した月に応じて減額になります(別途、請求の手続きが必要となります)。

○障害をお持ちの方・長期加入者の方は、定額部分支給開始年齢の特例があります。

特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分のみ)を受けられるようになったとき、次のいずれかに該当して、かつ、退職している方は、このパンフレットの3ページの(注3)の定額部分の支給開始年齢にかかわらず、報酬比例部分と定額部分を合わせた年金額が受け取れます(※)。

- ・厚生年金保険法に定める障害等級1級から3級の状態にある場合

「年金請求書」とは別に「障害者特例請求」の手続きを行う必要があります。障害の特例に該当した場合、手続きの翌月から年金額が改定されます。

- ・厚生年金保険の加入期間が44年以上ある場合

該当したときに被保険者である場合は、退職した月の翌月(退職が月末の場合は、退職した月の翌々月)からとなります。

※加給年金の加算要件(「年金請求書」の11ページ)に該当する場合は、定額部分に加給年金が加算になります。

※老齢基礎年金の一部繰上げを請求した方は、この特例は適用になりません。

※この特例に該当している間に、厚生年金保険の被保険者として再就職した場合は、特例による定額部分(加給年金を含む)の支給は停止になります。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページに、「年金請求書」に関するQ&Aを掲載していますので、ご利用ください。
また、年金に関する届け出、手続き案内などをご覧ください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

「ねんきんネット」に登録すると、年金の「振込通知書」などの各種通知をご自宅のパソコンで確認できます！

ご利用登録は、http://www.nenkin.go.jp/n_net/ にアクセスしてください。

詳しくは「ねんきんネット」で検索

文書区分		
重要度高	要報告	緊急
○		

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」

の公布（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

目的・趣旨

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 88 号）が平成 25 年 6 月 28 日に公布されましたので、お知らせするものです。

ポイント（内容）

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 88 号。以下「本改正省令」という。）が平成 25 年 6 月 28 日に公布され、厚生労働省大臣官房年金管理審議官から日本年金機構理事長宛に通知されましたので、お知らせします。
- 本改正省令は、65 歳に到達するまでの間に受給する老齢厚生年金等（以下「65 歳前老齢厚生年金」という。）と雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による給付との併給調整について、併給調整の要件に該当したときに 65 歳前老齢厚生年金の受給権者が行うとされている届出の一部を省略するものです。
- 施行期日：平成 25 年 10 月 1 日
- 今後の事務処理等につきましては、追って担当部からお知らせいたします。

※ 詳細は別添資料を参照願います。

照会先
本部事業企画部事業企画G
担当 米澤、谷山、重國

連絡先
（代表）03-5344-1100
（内線 ■■■）
（直通）■■■■■

年管発0628第4号
平成25年6月28日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第88号。以下「改正省令」という。）が平成25年6月28日に公布されたので通知する。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正省令の内容

(1) 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）の一部改正
65歳未満の者に支給する老齢厚生年金と雇用保険法（昭和49年法律第116号）による基本手当及び高年齢雇用継続給付との調整を行うため、現行の厚生年金保険法施行規則第33条第1項及び第3項では、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が①雇用保険法第15条第2項の規定による求職の申込みをしたとき、又は②高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるようになったときは、支給停止事由該当届を提出しなければならないこととされている。

これについて、①老齢厚生年金の裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した者及び②雇用保険被保険者番号を記載した支給停止事由該当届を提出したことがある者については、当省職業安定局から提供を受けている雇用保険法による給付に関する情報を活用することにより、老齢厚生年金の調整に係る事務を行うことが可能であることから、当該支給停止事由該当届の提出を要しないものとしたこと。

(2) その他の改正

①旧三共済（J T、J R、N T T）の組合員期間を有する65歳未満の者に支給する退職共済年金及び②旧農林共済の組合員期間を有する65歳未満の者に支給する退職共済年金であって、法令の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされているものについても、(1)と同様の改正を行うため、次の2つの省令を改正したこと。

- ① 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号）
- ② 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）

第2 施行期日等

(1) 施行期日

平成25年10月1日から施行する。

(2) 経過措置

施行期日前に生じた事由に基づく支給停止事由該当届の提出については、なお従前の例によるものとしたこと。

○厚生労働省令第八十八号

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第九十八条第三項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第一条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに第三十三条第一項及び第三項」を加える。

第三十三条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者(第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者(第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)
第二条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに附則第二十六条第一項及び第三項」を加える。

附則第二十六条第一項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者(附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に、「厚生年金保険法附則第十一条の五において準用する同法附則七条の四第一項又は第四項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項又は第四項」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者(附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に、「厚生年金保険法附則第十一条の六第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。附則第二十八条において「平成六年改正法」という。附則第二十六条第一項)を「平成八年改正法附則第十二条の八の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第二号中「以下」を「次項第二号並びに附則第二十二條第一項及び第三項において」に改める。

附則第二十二條第一項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者(附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者(附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に生じた事由に係る第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則第三十三條第一項及び第三項、第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十六條第一項及び第三項並びに第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十二條第一項及び第三項の規定による届出については、なお従前の例による。

↑ 穴あけテキスト用 ↓

◎ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（裁定の請求）</p> <p>第三十条 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直前に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに第三十三条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三十一 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第三十三条 老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、法附則第十一条の五又は第十三条の六第三項において準用する法附則第七条の第四第一項又は第四項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部</p>	<p>（裁定の請求）</p> <p>第三十条 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直前に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三十一 （略）</p> <p>2～10 （略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第三十三条 老齢厚生年金の受給権者は、法附則第十一条の五又は第十三条の六第三項において準用する法附則第七条の第四第一項又は第四項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>

につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
 - 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号
- (削る)

2 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 老齢厚生年金の受給権者(第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)は、法附則第十一条の六第一項、第二項若しくは第四項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第十三条の六第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は平成六年改正法附則第二十六条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号

2 (同上)

3 老齢厚生年金の受給権者は、法附則第十一条の六第一項、第二項若しくは第四項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第十三条の六第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は平成六年改正法附則第二十六条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号

- 三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受ける者にあつては、雇用保険被保険者番号(削る)
- 4 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

- 三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受ける者にあつては、雇用保険被保険者番号
- 五 初めて支給を受けた高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給対象月のうち当該支給を受けることとなつた最初の支給対象年月
- 4 (同上)

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十八条 退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者であつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに附則第二十六条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇十二（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十六条 退職共済年金の受給権者（附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、平成八年改</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十八条 退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者であつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇十二（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十六条 退職共済年金の受給権者は、厚生年金保険法附則第十一条の五において準用する同法附則第七条の四第一項又は第四項の規定に</p>

正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項又は第四項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定により、当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 退職共済年金の年金証書の年金コード
 - 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号
- (削る)

2 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 退職共済年金の受給権者(附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用す

該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定により、当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 退職共済年金の年金証書の年金コード
 - 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号
 - 五 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った年月日
- (同上)

3 退職共済年金の受給権者は、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。附則第二十八条において「平成六年改正法」という。)附則第二十六条第一項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家

るものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の
国家公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定によって当該退職
共済年金の全額につき支給が停止されているとき又は第一項若しくは
この項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働
大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 退職共済年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険被保険者番号

(削る)

4 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにす
ることができる書類を添えなければならない。

公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定によって当該退職共済
年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 退職共済年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険被保険者番号
- 五 初めて支給を受けた高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職
給付金の支給対象月のうち当該支給を受けることとなった最初の支
給対象年月

4 (同上)

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十四条 退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者であつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第二号並びに附則第二十二条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇九（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（雇用保険法による基本手当等との調整に関する支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十二条 退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、廃止前農林共済法附則第十三条の二第一項又は第五項の規定に該当するに至った</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十四条 退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者であつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（以下「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇九（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（雇用保険法による基本手当等との調整に関する支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十二条 退職共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法附則第十三条の二第一項又は第五項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければ</p>

ときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十三条第一項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号

（削る）

2 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、廃止前農林共済法附則第十三条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成十六年経過措置政令第三十三条第一項において準用する厚生年金

ばならない。ただし、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十三条第一項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号

四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った年月日

2 （同上）

3 退職共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法附則第十三条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成十六年経過措置政令第三十三条第一項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止

保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険被保険者番号

(削る)

4 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

されているときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険被保険者番号

四 初めて支給を受けた雇用保険法に規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給対象月のうち当該支給を受けることとなった最初の支給対象年月

4 (同上)

平成 25 年 6 月 28 日
 国 年 指 2013-229
 給 付 指 2013-82

文書区分		
重要度高	要報告	緊急
○		

**「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」にかかる事務処理要領等
 (3号不整合記録対処部分) (指示・依頼)**

○ 事務処理要領及びQ&Aにかかる照会については、別記照会先の他、以下の全国共有フォルダに「照会等整理表」を格納しましたので、活用ください。(原則として、照会いただいた翌営業日に同照会等整理表にて回答します。)

・ 照会等整理表の格納先：W:\¥*16 国民年金部\¥厚年法等改正法

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部(全)	関係部	管理部	相談部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚生)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚生)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

照会先
 【適用、収納に関すること】
 本部国民年金部適用企画指導G
 担当 鈴木、杉山、山田(茂)、神山
 連絡先 (直通)
 【年金給付に関すること】
 本部年金給付部給付企画G
 担当 馬場(秀)、杉本、藤原
 本部年金給付部給付指導G
 担当 正木、宮川
 連絡先 (直通)

目的・趣旨

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「厚年法等改正法」という。)が平成25年6月26日に公布されたことに伴い、3号不整合記録対処部分にかかる事務処理要領及びQ&A等をお示しするものです。

ポイント(内容)

- 厚年法等改正法のうち3号不整合記録対処部分にかかる事務処理要領を別添1のとおり定めましたので、本要領に基づき事務処理を行ってください。また、Q&Aを別添2のとおり定めましたので業務の参考としてください。
- 平成25年5月に事務説明会を実施した際にいただいた照会等のうち、法令に関係する照会に対する回答を別添3のとおりお示ししますので、業務の参考としてください。(その他の照会につきましては、7月上旬を目途に別途回答いたします。)
- 平成25年7月1日において、時効消滅不整合期間となった期間が第3号被保険者期間であるものとして老齢基礎年金等を受給している者(特定受給者)の不整合期間確認情報登録データベース(以下「不整合記録登録DB」という。)への登録時期は、8月上旬を予定しております。
 その登録方法及び時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届の不整合記録登録DBへの登録方法については、別途お示しします。
- 「時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届受理通知書」については、7月上旬に本部から年金事務所へ配付する予定です。

別添 1

厚年法等改正法（第3号不整合記録対処部分）にかかる事務処理要領（第1版）

厚年法等改正法（3号不整合記録対処部分）にかかる

事務処理要領（第1版）

平成 25 年 6 月

日本年金機構国民年金部・年金給付部

I 目的

国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出が行われなかったために、第3号被保険者のままとされている年金記録（以下「不整合記録」といい、当該記録に関する期間を「不整合期間」という。）の問題について、この問題への対応策等が盛り込まれた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「厚年法等改正法」という。）が平成25年6月26日に公布された。

厚年法等改正法により新設された国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）附則第9条の4の2の規定による不整合期間の特例等が平成25年7月1日に施行されることになるが、不整合記録に係る事務については、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」等の施行に伴う事務の取扱いについて」（厚生労働省年金局事業管理課長通知、平成25年6月28日年管管発0628第7号）によるほか、次により取り扱うこととする。

II 厚年法等改正法の概要

厚年法等改正法では、不整合記録問題を解決するために、以下の措置を講じている。

1 時効消滅不整合期間の「特定期間」化（法附則第9条の4の2）

厚年法等改正法の施行後は、記録の訂正がなされた時点において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している不整合期間（以下「時効消滅不整合期間」という。）について、厚生労働大臣に届出をすることができるようになり、当該届出（以下「特定期間該当届」という。）のあった期間については、「特定期間」となる。（※）

この特定期間については、届出のあった日以後、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金等の受給要件を判定するに当たり、「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」として扱われることになり、無年金となることを避けることができる。

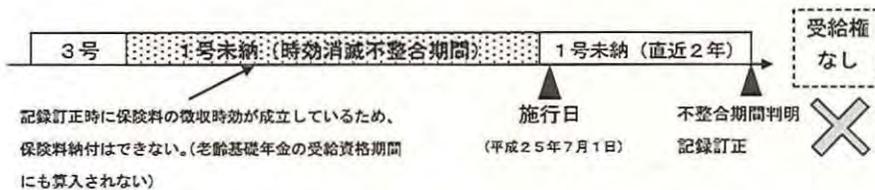
（※）厚年法等改正法の施行前に記録訂正された者（以下「既訂正者」という。）、施行後に記録訂正される者（以下「未訂正者」という。）のいずれも届出をすることができる。

《ポイント》

《特定期間について》

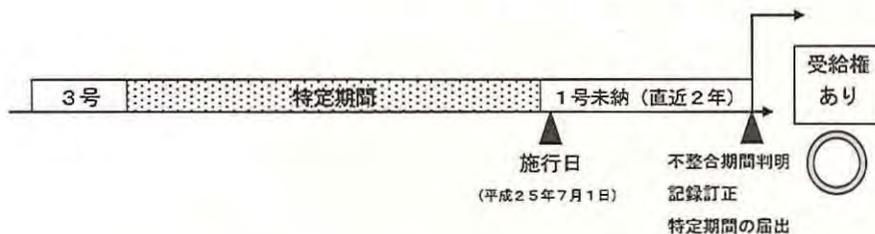
- 1 措置期間：平成25年7月1日以後（恒久措置）
- 2 対象者：時効消滅不整合期間を有する被保険者又は被保険者であった者
- 3 対象期間：昭和61年4月から平成25年6月までの期間にある時効消滅不整合期間。
- 4 手続き：厚生労働大臣（日本年金機構）に対して届出を行う。
- 5 効果：①届出日以後、「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」として扱われることになる。
②老齢基礎年金の年金額には反映されない。

【特定期間の届出が行われていない場合】



【特定期間の届出が行われた場合】

届出の効果：届出日以降、年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間として扱われる。



2 特定期間に係る保険料の納付（特例追納）（法附則第9条の4の3）

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間（3年間）は、厚生労働大臣の承認を受け、Ⅱの1の届出（特定期間該当届）により特定期間とされた期間のうち、保険料を納付する時点で60歳以上の場合は、50歳以上60歳未満の期間（保険料を納付する時点で60歳未満の場合は、保険料を納付する時点から過去10年以内の期間）に係る保険料（以下「特定保険料」という。）を納付（以下「特例追納」という。）することができる。（※）

納付された特定保険料は、老齢基礎年金の年金額に反映されることになり、老齢基礎年金の受給者については、納付が行われた日の属する月の翌月から年金額が改定されることになる。（ただし、Ⅱの3の特例措置が適用される者については、特定保険料納付期限日（平成30年3月31日）の属する月の翌月から年金額を改定する。）

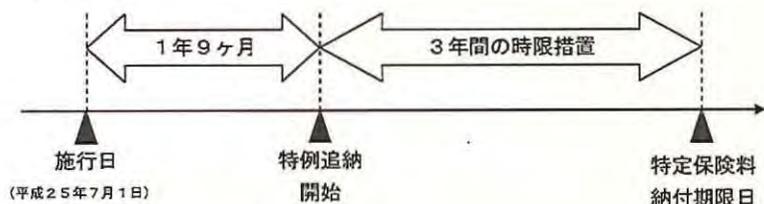
（※）既訂正者、未訂正者のいずれも特例追納をすることができる。

《ポイント》

《特例追納について》

- 1 措置期間：平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間（3年間）
- 2 対象者：特定期間該当届を提出した後、特例追納について厚生労働大臣の承認を受けた者
- 3 対象期間：特例追納は、以下の期間のうち、先に経過した月から順次行う。
①特例追納をする時点で60歳以上の場合
・・・ 特定期間のうち、50歳以上60歳未満の期間
②特例追納をする時点で60歳未満の場合
・・・ 特例追納をする時点から過去10年以内の期間
- 4 手続き：厚生労働大臣（日本年金機構）に対して特例追納の申込を行う。
- 5 効果：①厚生労働大臣の承認を受けた期間に係る特定保険料を納付することができる。
②特定保険料の納付が行われた日に、保険料が納付されたものとみなす。
③納付された特定保険料は、老齢基礎年金の年金額に反映される。
④老齢基礎年金の受給者は、納付日の翌月から年金額が改定されるが、特例追納開始日（平成27年4月1日）から1年を経過する日の属する月（平成28年3月）までに特例追納による改定が行われた場合、その増額分は、特例追納開始日から1年を経過する日の属する月の翌々月（平成28年5月）に支給される。（Ⅱの3の特例措置が適用される者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月（平成30年4月）から年金額を改定する。）

【特例追納】



【特例追納の対象となる期間】



①60歳以上の者：50歳以上60歳未満の期間

②60歳未満の者：特例追納をする時点から過去10年以内の期間

↓ 特定保険料の納付の申込

↓ 承認

↓ 特定保険料の納付

3 不整合期間に基づく老齢基礎年金等を受給している者への特例措置（法附則第9条の4の4、法附則第9条の4の5）

厚年法等改正法の施行後に記録訂正がなされて、時効消滅不整合期間を有することとなった者であって、施行日（平成25年7月1日）において時効消滅不整合期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金等を受給している者（以下「特定受給者」という。）については、特定保険料納付期限日（平成30年3月31日）までの間、その時効消滅不整合期間は保険料納付済期間とみなされるため、従前の年金額が支給されることになるが、特定保険料納付期限日の属する月の翌月（平成30年4月）以後は、保険料（特定保険料を含む）の納付実績に応じた年金額が支給されることになるため、特例追納しなかった場合又は特例追納が特定期間のうち一部の期間のみである場合は、従前の年金額から減額されることになる。

減額後の年金額には、減額下限額（時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として

計算した老齢基礎年金の額の100分の90に相当する額）を設けている。

《ポイント》

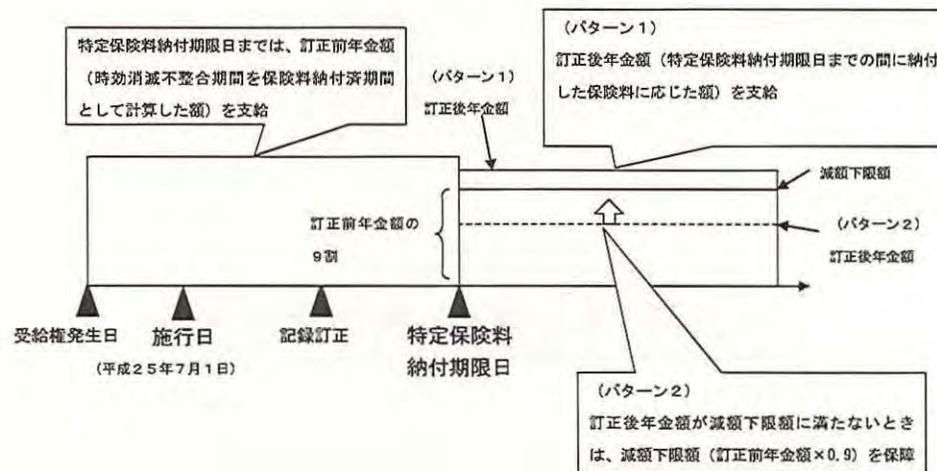
〈特定受給者の年金について〉

- 1 措置期間：施行日（平成25年7月1日）から特定保険料納付期限日（平成30年3月31日）までの間
- 2 対象者：施行日以後に記録の訂正がなされたことにより、時効消滅不整合期間となった期間を有する者であって、施行日時点で、時効消滅不整合期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金等を受給している者
- 3 効果：①施行日から特定保険料納付期限日までは、従前の年金額（時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した年金額）が支給される。
②特定保険料納付期限日の属する月の翌月からは、保険料（特定保険料を含む）の納付実績に応じた年金額が支給される。ただし、従前の年金額の9割を保障する。

【特定受給者の年金について】

（パターン1）訂正後年金額が訂正前年金額の9割以上のケース。

（パターン2）訂正後年金額が訂正前年金額の9割に満たないケース。



(1) 「特定受給者」に該当する者（法附則第9条の4の4）

施行日以後に法第14条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより、時効消滅不整合期間を有することとなった者であって、施行日において、当該時効消滅不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして、老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等^{*1}を受けている者（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む）が「特定受給者」となる。（別紙1を参照）

^{(*)1} 老齢基礎年金、老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金、退職共済年金など

(2) 「特定受給者」の年金額

① 特定保険料納付期限日の属する月までの老齢基礎年金等の特例

特定受給者の老齢基礎年金等については、特定保険料納付期限日（平成30年3月31日）の属する月までの間、時効消滅不整合期間が保険料納付済期間とみなされる（法附則第9条の4の4）ため、従前の年金額が支給される。

② 特定保険料納付期限日の属する月の翌月以降の老齢基礎年金の年金額

特定保険料納付期限日の属する月の翌月以降の老齢基礎年金については、それまでの保険料（特定保険料を含む。）の納付実績に応じた年金額が支給される。

ただし、特定保険料納付期限日までの間に納付した保険料（特定保険料を含む。）に応じた年金額が、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とした場合に算定される年金額に0.9を乗じて得た金額（以下「減額下限額」という。）に満たない場合は、減額下限額に相当する額が支給される。（法附則第9条の4の5）。

【表1】特定受給者の時効消滅不整合期間に係る保険料納付済期間みなし効果

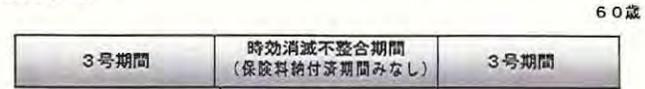
① 特定保険料納付期限日まで （平成30年3月31日以前）	② 特定保険料納付期限日後 （平成30年4月1日以降）
保険料納付済期間とみなす。	時効消滅不整合期間 （特定期間該当届の提出がなされれば、「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」） *保険料納付済期間みなしの規定なし。

※老齢給付に限る。

【特定受給者の年金額のパターン】

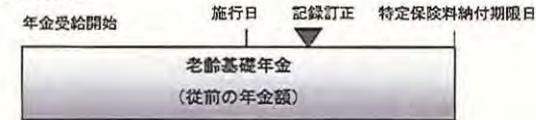
ア 特定保険料納付期限日までの間の老齢基礎年金の額
特定保険料納付期限日の属する月分までは、従前の年金額が支給される。

《資格記録》



記録訂正後も保険料納付済期間とみなされ、従前の年金額計算の基礎とされる

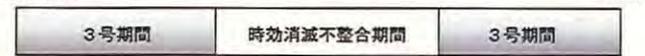
《給付記録》



イ 特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額（特例追納を行わなかったケース）

それまでの納付実績に応じた年金額（以下「訂正後年金額」という。）が支給される。なお、訂正後年金額が減額下限額に満たないときは、減額下限額とされる。

《資格記録》



保険料納付済期間とみなす効果はなくなる。

《給付記録》

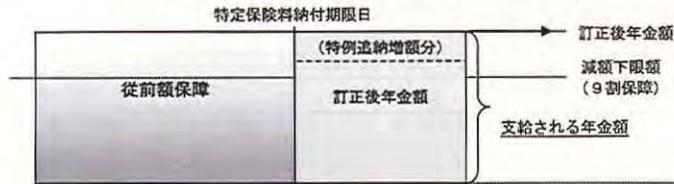


^{(*)2} 法第27条及び第28条並びに附則第9条の2及び第9条の2の2並びに昭和60年改正法附則第27条の規定を適用した場合における老齢基礎年金の額をいう。また、平成6年改正法附則第27条を適用した場合の老齢基礎年金も含まれる。

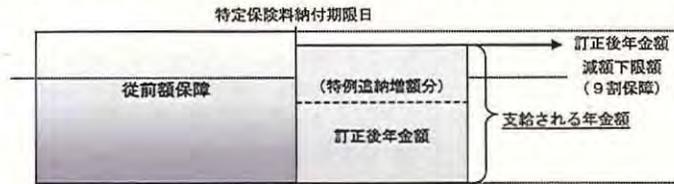
^{(*)3} 訂正後年金額が減額下限額（訂正前の記録に基づき計算される老齢基礎年金の額（付加年金、振替加算を除く。）に0.9を乗じて得た額）に満たない場合は減額下限額とされる。

ウ 特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額
(特例追納を行ったケース)

【ケース 1：減額下限額 < 訂正後年金額 (特例追納による増額分を含む
(以下、ケース 2 及びケース 3 において同じ)) の場合】



【ケース 2：減額下限額 < 訂正後年金額の場合】



(※) 特定期間の全ての期間について特例追納ができない場合が、このケースに該当する。

【ケース 3：減額下限額 > 訂正後年金額の場合】



(※) 特例追納分を反映した年金額が減額下限額に満たない場合は、特例追納の効果がない。

- (3) 訂正後の資格記録によっては老齢給付の受給資格期間を満たさない特定受給者の取扱い
特定受給者は、特定保険料納付期限日までの間、時効消滅不整合期間は保険料納付済期間とみなされる。

特定保険料納付期限日後は、特定期間該当届を提出することにより、時効消滅不整合期間は「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」として扱われる。

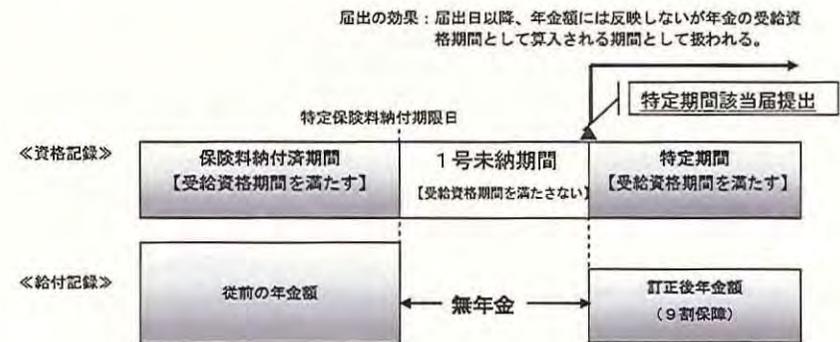
しかし、時効消滅不整合期間を除くと受給資格期間を満たさない特定受給者は、特定保険料納付期限日までに特定期間該当届の提出がなければ、特定保険料納付期限日で年金受給権を失うことになる。

このような無年金の発生を防止するために、特定保険料納付期限日までに特定期間該当届の提出が必要である。

- ① 特定保険料納付期限日までに特定期間該当届を提出した場合



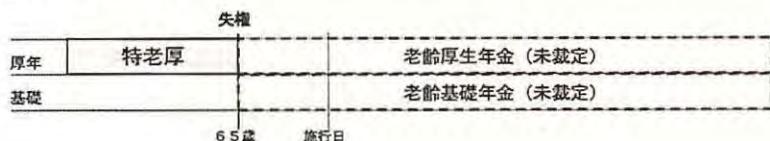
- ② 特定保険料納付期限日後に特定期間該当届を提出した場合



- (4) 時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した特別支給の老齢厚生年金（特別支給の退職共済年金）を受給し、施行日前に65歳到達により失権している者の取扱い

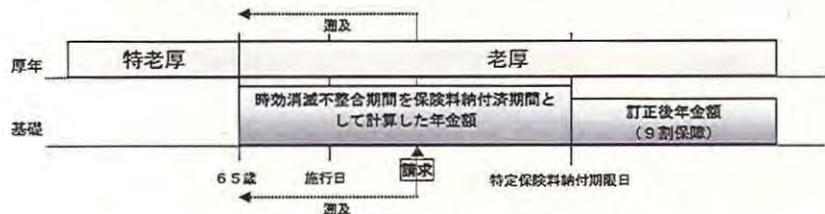
施行日前に時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した特別支給の老齢厚生年金（特別支給の退職共済年金）を受けていた者のうち、施行日前に65歳到達により同年金が失権し、施行日において老齢厚生年金（退職共済年金）又は老齢基礎年金の裁定が行われていない者（以下「施行日前65歳失権者」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

《施行日前65歳失権者》



- ① 受給権を有する年金（老齢、退職を支給事由とするものに限る）全てについて繰下げ申出を行った場合
施行日において時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として年金を受けている者にならないため、特定受給者には該当しない。
- ② 受給権を有する年金（老齢、退職を支給事由とするものに限る）のうち、いずれか一つ以上の年金について65歳からの支給を請求した場合
施行日において時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として年金を受けている者になるため、特定受給者に該当する。

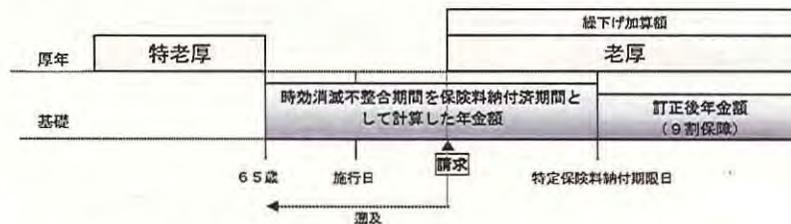
【ア. 老齢基礎年金・老齢厚生年金ともに65歳請求の場合—特定受給者】



【老齢基礎年金の取扱い】

- 特定保険料納付期限日までの年金額
時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した年金額が支給される。
- 特定保険料納付期限日後の年金額
それまでの保険料納付実績（特定保険料の納付を含む。）に応じた年金額が支給される（9割保障あり）。

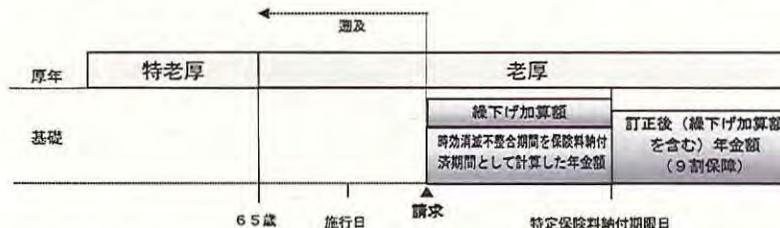
【イ. 老齢基礎年金65歳請求・老齢厚生年金繰下げ申出の場合—特定受給者】



【老齢基礎年金の取扱い】

上記アと同じ。

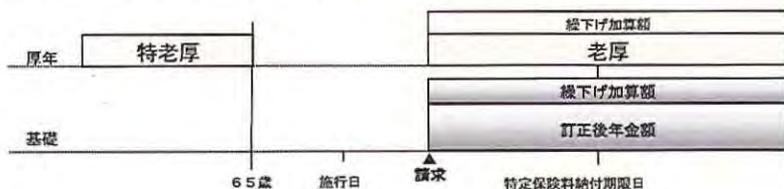
【ウ. 老齢基礎年金繰下げ申出・老齢厚生年金65歳請求の場合—特定受給者】



【老齢基礎年金の取扱い】

- 繰下げ請求日の翌月から特定保険料納付期限日までの年金額
時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した年金額に繰下げ加算額を加算した額が支給される。
- 特定保険料納付期限日後の年金額
それまでの保険料納付実績（特定保険料の納付を含む。）に応じた年金額に繰下げ加算額を加算した額が支給される（9割保障あり）。

【エ. 老齢基礎年金・老齢厚生年金ともに繰下げ申出の場合ー特定受給者にならない】



[老齢基礎年金の取扱い]

- 繰下げ請求日の翌月から特定保険料納付期限日までの年金額
それまでの保険料納付実績(特定保険料の納付を含む。)に応じた年金額に繰下げ加算額を加算した額が支給される(9割保障なし)。
- 特定保険料納付期限日後の年金額
それまでの保険料納付実績(特定保険料の納付を含む。)に応じた年金額に繰下げ加算額を加算した額が支給される(9割保障なし)。

【表2】 施行日前65歳失権者について、施行日以後に老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定を行った場合

		老齢基礎年金の請求方法	
		65歳請求	繰下げ申出
老齢厚生年金の請求方法	65歳請求	ア. 特定受給者	ウ. 特定受給者
	繰下げ申出	イ. 特定受給者	エ. 特定受給者にならない

③ 平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に老齢厚生年金の受給権が発生した場合

老齢厚生年金の受給権が平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に発生する施行日前65歳失権者は、老齢厚生年金について繰下げ申出の制度がないため、65歳請求を行うこととなる。

老齢厚生年金の繰下げ申出制度が適用されない施行日前65歳失権者が、施行日以後、老齢基礎年金及び老齢厚生年金について65歳からの支給を請求した場合は、特定受給者に該当する。老齢基礎年金を繰下げ申出し、老齢厚生年金のみ65歳からの支給を請求した場合も特定受給者に該当する。

【表3】 施行日前65歳失権者について、施行日以後に老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定を行った場合

		老齢基礎年金の請求方法	
		65歳請求	繰下げ申出
老齢厚生年金の請求方法	65歳請求	ア. 特定受給者	ウ. 特定受給者
	繰下げ制度なし		

④ 平成14年3月31日までに老齢厚生年金の受給権が発生した場合

平成14年3月31日までに老齢厚生年金の受給権が発生した者が繰下げ申出を行う場合は、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰下げ申出を行うこととなる。

このような施行日前65歳失権者が、施行日以後、老齢基礎年金及び老齢厚生年金について65歳からの支給を請求した場合は、特定受給者に該当する。老齢基礎年金及び老齢厚生年金について繰下げ申出を行った者は特定受給者に該当しない。

【表4】 施行日前65歳失権者について、施行日以後に老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定を行った場合

		老齢基礎年金の請求方法	
		65歳請求	繰下げ申出
老齢厚生年金の請求方法	65歳請求	ア. 特定受給者	
	繰下げ申出		エ. 特定受給者にならない

4 障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している者の受給権の特例（法附則第9条の4の6）

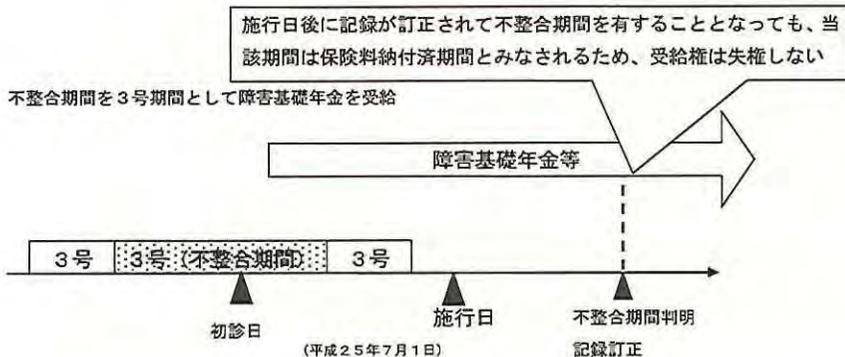
厚年法等改正法の施行日（平成25年7月1日）以後に記録訂正がなされて、不整合期間を有することとなった者であって、施行日において不整合期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している者については、不整合期間を保険料納付済期間とみなして受給権を維持する。

《ポイント》

〈障害基礎年金及び遺族基礎年金について〉

- 1 措置期間：施行日（平成25年7月1日）以後（恒久措置）
- 2 対象者：施行日時点で、不整合期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している者
- 3 効果：施行日以降も従前の年金額が支給される。

【障害基礎年金、遺族基礎年金等について】



5 記録の不整合の再発防止

①第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった旨の情報を、事業主等を經由して日本年金機構へ提出することを義務化。

②健康保険組合や共済組合から被扶養者等に関する情報を入手できるようにし、不整合記録の発生防止に努める。

《ポイント》

〈再発防止について〉

- 1 措置期間：①の措置：公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日以後（恒久措置）
②の措置：平成25年7月1日
- 2 対象者：第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった者
- 3 手続き：①第2号被保険者が勤務する事業主等を通じて、届出を行う。
②健康保険組合や共済組合から被扶養者等に関する情報を入手する。
- 4 効果：上記①及び②の情報に基づき、種別変更の届出勧奨を行った上で、種別変更（職権によるものを含む）を行うことにより、不整合記録の発生を防止。

Ⅲ 事務処理の概要（適用・収納関係）

1 不整合期間の「特定期間」化

(1) 特定期間該当届の受理

被保険者又は被保険者であった者からの時効消滅不整合期間に関する届出については、特定期間該当届（別添様式1「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」）を提出していただくことにより行うものとし、厚年法等改正法の施行日（平成25年7月1日）以後、種別変更処理により時効消滅不整合期間を有することとなった場合は、特定期間該当届の提出を求め、提出があった場合は、以下の処理を行う。

なお、特定期間該当届の管理（下記（4）の不整合記録登録DBへの登録等）は現住所を管轄する年金事務所とするので、管轄外の年金事務所において届出を受理した場合は、管轄の年金事務所に回送すること。

なお、時効消滅不整合期間を有するにもかかわらず、特定期間該当届の提出を行わない者に対しては、①将来、年金（老齢、障害、遺族）が受給できないケースもあり得ること、②特定期間該当届を提出しないと特例追納ができず、将来の老齢年金の金額が少なくなること等を説明した上で、下記（6）により記録訂正事蹟確認システムへ登録すること。

① 特定期間該当届の受理

時効消滅不整合期間を有する者から、特定期間該当届の提出があった場合は、届出者及び日本年金機構（年金事務所）において把握できた全ての時効消滅不整合期間が記載されていることを確認した上で、特定期間該当届を受理する。

② 制度の説明

特定期間該当届を受理する際には、以下の点を説明した上で、説明を受けたことの確認書（別添様式2-1（特定受給者用）、2-2（既訂正受給者用）、2-3（受給者以外用））の提出を受けること（届出者が提出を拒否された場合は、説明済であることや提出を拒否された旨の事蹟を残しておくこと。）。

ア 特定期間該当届には、届出者に確認した上で、把握できた全ての時効消滅不整合期間を記入すること。

イ 特定期間該当届の提出日以降、時効消滅不整合期間は特定期間となり、年金の受給要件を判断する際に、年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間として取り扱われること。

ウ 特定期間該当届を提出した後、上記アで記入した時効消滅不整合期間以外の期間が判明した場合は、その都度、届出が必要であること。

エ 上記ウの場合、年金の受給権の発生時期が遅れるなどの不利益が生じる可能性があること。

オ 特定期間については、特定保険料を納付することが可能であること。また、特定保険料を納付するためには、別途、申込が必要であること。

(2) 受付進捗管理システムへの登録

特定期間該当届（届書コード：5641）を受理した場合は、受付印を押印するとともにバーコードシールを貼付すること。

また、受付進捗管理システムの新規受付登録を行い、受付進捗管理システムへ登録すること。

新規登録後、下記（5）の通知が完了した場合は、通知年月日を完了年月日として登録すること。

(3) 特定期間該当届の審査

特定期間該当届を受理した後、時効消滅不整合期間等の内容の確認を行った結果、届出内容に不備等がなければ、届出に係る期間を特定期間として取り扱うこととするが、この場合の具体的な事務処理は以下によること。

また、届出内容に不備があれば、返戻を行い、訂正していただくこと。

なお、時効消滅不整合期間の内容の確認については、「第3号被保険者不整合記録を有する者に係る種別変更処理事務処理要領の改訂等（指示・依頼）（平成23年11月24日付【国年指2011-411】）」のⅢの「2. 年金事務所における種別変更等の事務処理」の判定基準を参考に確認・処理すること。

① 不整合記録登録DBに登録されている者

特定期間該当届を提出した者が第3号被保険者に係る不整合期間確認情報登録データベース（以下「不整合記録登録DB」という。）に登録されている場合は、当該不整合記録登録DBに登録されている時効消滅不整合期間を確認のうえ、特定期間として取扱うこと。

② 不整合記録登録DBに登録されていない者

特定期間該当届を提出した者が不整合記録登録DBに登録されていない場合は、WMで本人の被保険者記録及び配偶者に係る被保険者記録を確認したうえで、不整合期間を特定し、そのうち時効消滅不整合期間について特定期間として取り扱い、下記（4）により不整合記録登録DBに新規登録すること。

③ 上記①及び②の特定期間の確認に当たっては、併せて以下の確認も行うこと。

WMから制度一国民年金、照会区分-45画面（以下「処理年月日確認画面」という。）に資格毎の処理年月日が表示されるため、時効消滅不整合期間等を確認すること。

ただし、処理年月日確認画面については、訂正・取消処理を行った際には処理日が更新されてしまうため、照会区分-12画面にて訂正・取消記録がないか併せて確認を行うこと。

④ 特定期間該当届の提出者より新たな不整合期間に係る申立てがあった場合又は上記①から③の過程で新たな不整合期間を確認した場合は、被保険者種別変更届、

特定期間該当届等の提出を受け付け、記録の訂正を行うこと。

ただし、特定受給者については、特定保険料納付期限日までは従前の年金額（時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した年金額）が支給されることになるため、新たな不整合期間に係る申立てがあった場合又は上記①から③の過程で不整合期間を確認した場合であっても、オンラインシステムのうち適用・収納に関するシステム（以下「オンラインシステム（適用・収納）」という。）が改修されるまでの間は、以下の処理を行うこと。（次頁の注参照）

ア 不整合期間を訂正したいとの申立てがあった場合又は上記①から③の過程で不整合期間を確認した場合であっても、オンラインシステム（適用・収納）上の不整合記録の訂正は行わない（過去2年以内の不整合期間を除く）。この場合、被保険者種別変更届、特定期間該当届等の提出を受け付けたうえで、下記イ以降の処理を行うこと。

また、内容を審査したうえで、下記（5）の通知書を作成すること。

イ 被保険者種別変更届等に係る不整合記録登録DBへの登録

被保険者種別変更届等の入力・管理はオンラインシステム（適用・収納）の開発が完了するまでの当分の間は、不整合記録登録DBにより入力・管理を行うため、審査が終了した場合は、以下の事項を当該不整合記録登録DBの操作手順書により登録すること。

また、登録に当たっては、担当課長の決裁を受けること。

- ・ 被保険者種別変更届等の届出年月日
- ・ 届出期間の始期及び終期
- ・ 統一事務所コード

ウ 記録訂正事蹟確認システムへの登録

上記イの不整合記録登録DBへの登録に加え、被保険者種別変更届等に係る届出後の照会対応や年金裁定処理に対応するため、オンラインシステム（適用・収納）の開発が完了するまでの当分の間は、記録訂正事蹟確認システムの操作利用手順書により、当該システムの備考欄に以下の事項を登録すること。

なお、被保険者種別変更届等に係る記録訂正理由コードは「37」とする。

- ・ 被保険者種別変更届等の届出年月日
（入力例：（届出年月日） 種変 H25. 8. 1）

エ 被保険者種別変更届等の管理

当該届出等については、後日、他の拠点に特定期間該当届の提出があった場合、下記（8）の②により当該拠点から届出等の写しの回付依頼があるため、回付事務が適切に行えるように、整理し保管しておくこと。

（注）オンラインシステムの開発が完了するまでの間の対応について

1 記録の訂正の取扱い

特定受給者については、前記Ⅱの3のポイント（特定受給者の年金について）のとおり、特定保険料納付期限日までの間は、従前の年金額（時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として計算した年金額）が支給されることとなっている。この場合、特定受給者とは、施行日以後において、記録の訂正（第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更等）がなされることが前提となる。

一方、厚年法等改正法とオンラインシステム（適用・収納）の関係については、所要のシステム開発を待たず、厚年法等改正法の施行が予定されている。

このため、特定受給者のオンライン記録を訂正すると、例えば、65歳裁定を行う場合、現行のオンラインシステム（適用・収納）の仕組み上、訂正後の記録に基づく低い年金額を支給することとなるため、オンラインシステム（適用・収納）の開発が完了するまでの間は、オンライン記録の訂正は行わず、不整合記録登録DBへ訂正後の記録（時効消滅不整合期間）を登録することによって記録の訂正とし、厚年法等改正法上の特定受給者とする取扱いとなる。

また、当該不整合記録登録DBへ訂正後の記録を登録することにより特定受給者とすることは、届出に基づかない記録訂正（職権による記録訂正）となる。

なお、当該不整合記録登録DBへ訂正後の記録（時効消滅不整合期間）を登録した後、ご本人から、第3号被保険者該当届（年金確保支援法用）等の提出があり、訂正後の記録の全部又は一部が第3号被保険者である事実の確認ができた場合は、当該届出及び第3号被保険者である事実に基づき、当該不整合記録登録DBに登録した時効消滅不整合期間の始期又は終期を訂正することとする。

2 不整合記録登録DBへの登録について

不整合記録登録DBへの登録については、本部においてオンライン記録から対象者を抽出のうえ、対象者データを年金事務所に配布し、各年金事務所において当該DBへ登録する予定としており、その詳細は別途お示しする。

3 記録の訂正のお知らせについて

上記2において不整合記録登録DBへ登録した者にかかる記録の訂正のお知らせについては、別途予定している「特定期間該当届」の届出勧奨時に併せてお知らせする予定であり、その詳細は別途お知らせする。

4 当該取扱いの周知について

オンラインシステム（適用・収納）の開発が完了するまでの間は、特定受給者にかかるねんきんネット等の記録の表示については、訂正前の記録が表示されることとなる。このため、機構のHP等により注意喚起を図り、また、職場研修等により職員に対する周知を図るものとする。

⑤ 海外在住期間がある場合

特定期間該当届の提出の際に、海外在住期間についての申立があった場合は、当該期間は時効消滅不整合期間（特定期間）から除外し、必要に応じて住民票、パスポート等により確認すること。

この場合、当該期間が不整合記録登録DBの時効消滅不整合期間となっている場合は、当該時効消滅不整合期間を補正すること。

⑥ 平成3年3月以前に学生であった期間がある場合

特定期間該当届の提出の際に、学生であった期間についての申立があった場合は、当該期間は時効消滅不整合期間（特定期間）から除外し、必要に応じて在学証明書等により確認すること。この場合、当該期間が不整合記録登録DBの時効消滅不整合期間となっている場合は、当該時効消滅不整合期間を補正すること。

⑦ 60歳前に老齢給付を受けることができた期間がある場合

特定期間該当届の提出の際に、60歳前に老齢給付を受けることができた期間の申立があった場合は、当該期間は時効消滅不整合期間（特定期間）から除外し、必要に応じて年金証書等により確認すること。

この場合、当該期間が不整合記録登録DBの時効消滅不整合期間となっている場合は、当該時効消滅不整合期間を補正すること。

(4) 特定期間該当届に係る不整合記録登録DBへの登録

特定期間該当届の入力・管理は、オンラインシステム（適用・収納）の開発が完了するまでの間は、不整合記録登録DBにより入力・管理を行うため、審査が終了した場合は、以下の事項を当該不整合記録登録DBの操作手順書により登録すること。

また、登録に当たっては、担当課長の決裁を受けること。

- ・特定期間該当届の届出年月日
- ・時効消滅不整合期間（特定期間）の始期及び終期
- ・特定期間に係る通知書の作成年月日
- ・統一事務所コード

なお、特定期間該当届を提出した者が、不整合記録登録DBに登録されていない場合は、当該不整合記録登録DBに上記の事項を登録すること。

(注1) オンラインシステム（適用・収納）の開発が完了した時点で、不整合記録登録DBに登録された特定期間等のデータをオンラインシステム（適用・収納）に移行することとなるため、不整合記録登録DBへの登録に当たっては、入力漏れ・入力誤り等がないよう、確実に確認を行うこと。

(注2) 年金受給者も登録すること。

(5) 特定期間該当届の受理通知

上記(4)により時効消滅不整合期間を特定期間として登録した場合、特定期間該当届の提出者に対し、以下の事項について、年金事務所において「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届受理通知書（別添様式3。以下「受理通知書」という。）」を作成し、通知すること。

- ① 特定期間該当届を受理したこと
- ② 特定期間の始期及び終期
- ③ 受理通知書に記載された期間については、特定期間となり、年金の受給要件を判断する際、年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間として取り扱われること
- ④ 特例追納可能期間の範囲
- ⑤ 特例追納と後納制度による保険料納付の優先順序は、後納制度による保険料納付が優先すること

(6) 記録訂正事蹟確認システムへの登録

特定期間該当届を提出した後の照会対応や年金裁定処理に対応するため、特定期間該当届に係るオンラインシステム（適用・収納）の開発が完了するまでの間は、記録訂正事蹟確認システムの操作利用手順書により、当該システムの備考欄に以下の事項を登録すること（特定期間該当届に係る記録訂正理由コードは「37」とする。）。

- ① 特定期間
(入力例：(特定期間) H18.5～H19.5)
- ② 特定期間該当届の届出年月日
(入力例：(届出年月日) 特定届 H25.8.1)

なお、上記(1)における特定期間該当届の提出がない場合には、以下の事項を登録すること。

- ① 時効消滅不整合期間
(入力例：(時効期間) H19.5～H20.5)
- ② 制度説明、特定期間該当届の提出の有無
(入力例：制度説明済。特定期間該当届の提出なし。)

また、上記(3)④における特定受給者については、以下の事項を登録すること。

- ① 特定期間
(入力例：(特定期間) H17.5～H18.5)
- ② 制度説明、特定期間該当届の提出の有無、届出年月日
(入力例：制度説明済。特定受給者。特定期間該当届の提出あり。特定届 H25.8.1)

(7) 年金の裁定請求者に対する対応

保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間によって年金受給権が発生しない場合で、給付担当課から特定期間該当届の提出に関する確認依頼があったときは、記録訂正事蹟確認システムを確認して、次のとおり処理する。

① 特定期間該当届の届出がされている場合

当該届出の写しを回付。

なお、特定期間該当届を管理する年金事務所（以下「管理年金事務所」という。）が他拠点の場合は、国民年金担当課において、記録訂正事蹟確認システムから該当者の記録事蹟の履歴を印字し、給付担当課において、管理年金事務所に回付依頼を行う。

② 特定期間該当届の届出がされていない場合

時効消滅不整合期間の有無の確認を上記（3）の②及び③に準じて行うこと。

③ 他の年金事務所から届出の回付依頼があった場合

特定期間該当届を管理している担当課は、依頼元へ当該届出をPDF化したうえで、イントラネットメールにより送付すること。

（8）特定受給者に対する対応

① 特定受給者について上記（3）の④のアの対応（被保険者種別変更届等を受理したが、オンライン記録の訂正を行わない対応）を行った場合で、後日、特定期間該当届の提出があった場合は、記録訂正事蹟確認システムにより、被保険者種別変更届等の受理の有無を確認し、以下の対応を行うこと。

ア 上記（3）の④のアの対応を行った拠点と特定期間該当届を受理した拠点が同一の場合

不整合記録登録DBへの登録内容を確認のうえ処理を行うこと。

イ 上記（3）の④のアの対応を行った拠点と特定期間該当届を受理した拠点が異なる場合

記録訂正事蹟確認システムから該当者の記録事蹟の履歴を印字して、被保険者種別変更届等の受理を行った拠点に対して、当該届出の写しについて回付依頼を行う。

ウ 他の拠点から届出等の回付依頼があった場合

被保険者種別変更届等を管理している担当課は、依頼元へ当該届出をPDF化したうえで、イントラネットメールにより送付すること。

② 障害給付の裁定請求があった場合

不整合記録登録DBに登録してある時効消滅不整合期間の確認が必要となるため、時効消滅不整合期間について上記①の対応と同様の流れで処理を行うこと。

この場合、イントラネットメールにより送付する内容は、不整合記録登録DBに登録してある時効消滅不整合期間の該当箇所である。

（9）特定期間該当届の処理件数の確認

不整合記録登録DBへの登録件数の確認を行うことを目的に、日次及び月次により、受付進捗管理システムへ登録した件数（処理済件数）と不整合記録登録DBへ登録した件数（通知書作成件数）が一致していることを、別添様式4により確認すること。

また、確認した場合は、担当課長まで決裁を受けること。

（10）特定期間該当届の届出勧奨

今後、本部において、時効消滅不整合期間を有する者（年金受給者を含む）をシステム抽出し、特定期間該当届の届出勧奨（年金受給者を含む）を実施することを予定（初回は、平成26年4月を予定、以後、未届者に対して複数回実施予定。）しているが、その詳細については別途連絡する。

なお、各年金事務所において、不整合記録の整備に過程において、特定期間該当届を提出することにより、年金の受給権が発生する者を把握している場合は、上記の届出勧奨を待たずに、個別に特定期間該当届の届出勧奨を行うこと。

2 特例追納について

特例追納の実施時期については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間（3年間）を予定しており、その詳細は別途連絡するが、特定期間該当届の提出があった者に対して、以下の内容を説明すること。

（1）特定保険料の納付について

① 特定保険料を納付（特例追納）する場合には、別途申込が必要となること。

② 特定保険料は平成27年4月1日から納付できる予定であり、申込（事前受付）は平成27年2月1日からの予定であること。

③ 特定保険料は、原則、納付しようとする月の当時の保険料に一定の金額が加算された額となること。

④ 特定保険料は、年度が変わると加算額が変更となること。

※ ③と④については、免除期間に係る追納制度、後納制度と同様（ただし、特定保険料を納付する月が10年より前の場合には、10年以内の期間の保険料に一定の金額を加算した額のうち最も高い額が特定保険料の額になる。）。)

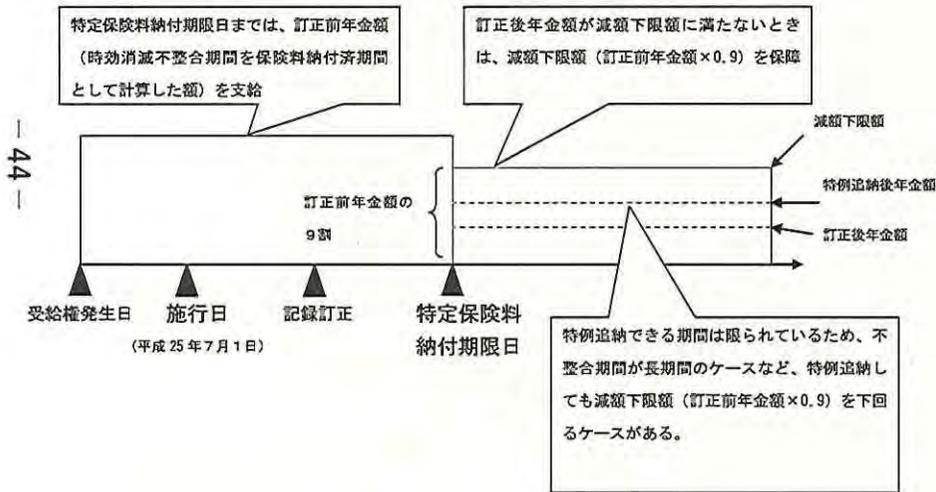
⑤ 特定保険料と後納制度による後納保険料との優先順序については、後納保険料が優先されることとなること。

（2）将来の年金について

① 特定期間について、特定保険料を納めると、将来の老齢年金の額が増額となる。ただし、特定受給者については、訂正前年金額の9割の年金額が保障されるため、特例追納しても、年金額に反映しないケース（不整合期間が長期間であるケ

ースなど（下図参照）があるため、そのような者から相談があった場合には、特定保険料の納付の効果について、十分に説明すること。

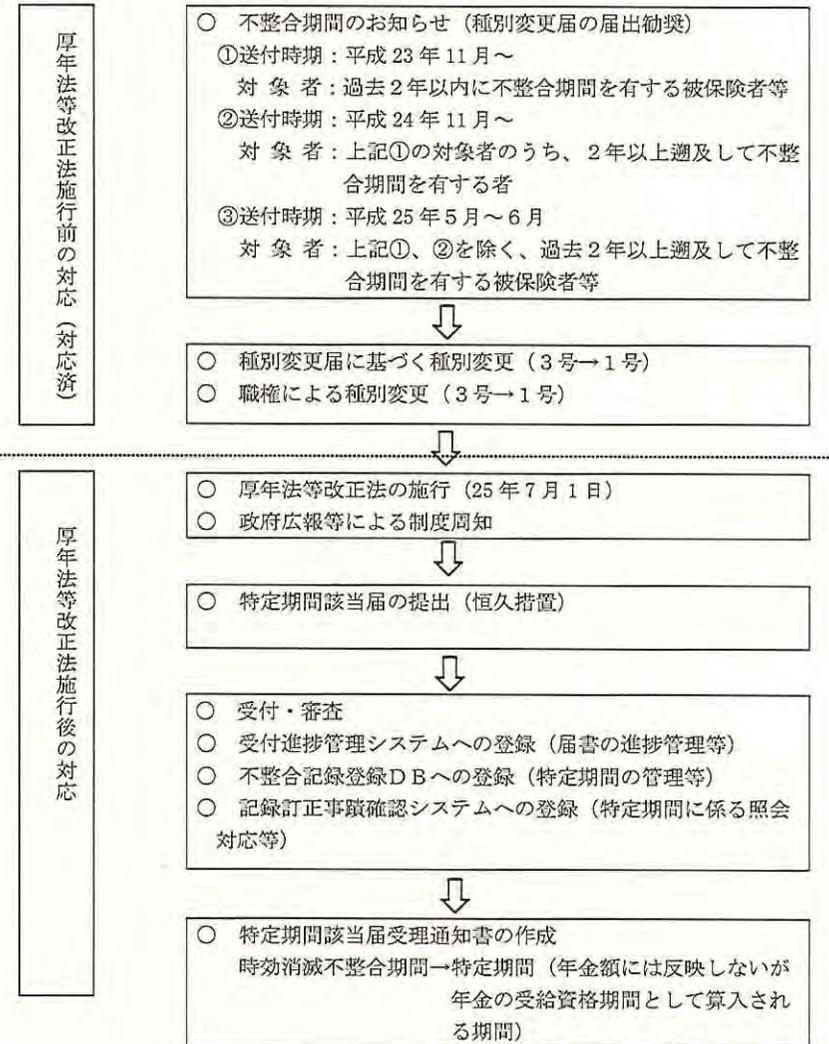
- ② 厚年法等改正法の施行日（平成 25 年 7 月 1 日）前に不整合記録が訂正され、施行日において、正しい年金額で年金を受けている者（以下「既訂正受給者」という。）が、平成 28 年 2 月 29 日までに特例追納した場合は、その増額分は平成 28 年 5 月の支払いにおいてまとめて支給され（年金額は特例追納の翌月から改定される。）、平成 28 年 3 月 1 日以降に特例追納した場合は、特例追納した月の翌月に改定された年金額の増額分は、原則どおり、その月分の年金が支払われるときに支給されることになること。
- ③ 特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月（平成 30 年 4 月）以降、保険料納付（特定保険料の納付も含む。）に応じた年金額が支給されること。



(3) 特例追納対象者に対する申出個別勧奨

特定期間該当届を提出した者を機械的に抽出し、特例追納の申出勧奨を行うこととしている。（初回は、平成 27 年 1 月を予定。以後、申し出をしていない者に対して複数回の勧奨を予定）

【参考 1：被保険者等に係る特定期間該当届に関する当面の主な事務処理の流れ】



【参考2：各種システム等への入力内容一覧】

システム・DB	区分	届書等	入力内容等
受付進捗管理システム	全ての者	特定期間該当届	バーコード貼付等 新規受付登録等
不整合記録登録DB	全ての者	特定期間該当届	① 特定期間該当届の届出年月日 ② 時効消滅不整合期間（特定期間）の始期及び終期 ③ 特定期間に係る通知書の作成年月日 ④ 統一事務所コード
	特定受給者	被保険者種別変更届等	① 被保険者種別変更届等の届出年月日 ② 届出期間の始期及び終期 ③ 統一事務所コード
記録訂正事蹟確認システム	特定受給者以外	特定期間該当届	① 特定期間の期間 ② 特定期間該当届の届出年月日
	特定期間該当届を提出しない者	—	① 時効消滅不整合期間の期間 ② 制度説明、特定期間該当届の提出の有無
	特定受給者	特定期間該当届	① 特定期間の期間 ② 制度説明、特定期間該当届の提出の有無、届出年月日
被保険者種別変更届等		① 被保険者種別変更届等の届出年月日	

【参考3：第3号不整合記録問題にかかる記録の管理方法について（イメージ図）】
別紙4を参照。

IV 事務処理の概要（年金給付関係）

- 1 時効消滅不整合期間を有する者の老齢給付に関する新規裁定
- 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間によって年金受給権が発生しない者については、特定期間を合算して受給資格期間の確認を行わなければならないため、特定期間該当届の提出の有無、時効消滅不整合期間の確認等を行ったうえで、受給資格期間の確認を行う。
- また、施行日からオンラインシステムのうち年金給付に関するシステム（以下「オンラインシステム（年金給付）」という。）が改修されるまでの間は、オンラインシステム（年金給付）において、特定期間を取り込んで裁定を行うことができないため、特定期間を合算して新規裁定する場合は、作成原因を「02」とし、受給権発生年月及び該当条文コードを入力する裁定処理（以下「02裁定」という。）を行うこととなる。

【事務処理フロー図】別紙2-1参照

- (1) 第3号被保険者期間の整合性の確認
- 第3号被保険者期間の整合性の確認を行った結果、未訂正の不整合期間が判明した際には、前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の1（3）④により当該不整合期間に係る記録訂正を行う。
- ただし、特定受給者（時効消滅不整合期間の判明により特定受給者に該当する者を含む。）については、オンラインシステム（適用・収納）上の記録訂正を行わず、前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の1（3）④により対応する。
- (2) 受給資格期間の確認
- ① 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間によって年金受給権が発生する場合
- 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算して受給資格期間を満たすときは、特定期間の有無に関わらず、業務処理マニュアル（年金給付）に基づき処理を行う。
- ② 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間によって年金受給権が発生しない場合
- 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算しても受給資格期間を満たさない場合であっても、特定期間を含めれば年金受給権が発生する場合があるので、特定期間の確認を行う。
- ア 特定期間該当届の提出の有無の確認
- 特定期間の確認は、特定期間該当届の写し及び受理通知書の控えの写し（以

下「特定期間該当届等の写し」という。)によって行うので、国民年金担当課に特定期間該当届の提出の有無を確認する。特定期間該当届の提出が確認できた場合は、特定期間該当届等の写しの回付を受け、特定期間を含めて受給資格期間の確認を行うこと。

なお、回付を受けた特定期間該当届等の写しは年金請求書に添付すること。

【表5】特定期間該当届等の写しの回付依頼の流れ

特定期間該当届を管理している年金事務所（管理年金事務所）	
裁定請求を受付した年金事務所	裁定請求を受付した拠点以外の年金事務所 (事務センターが年金請求書を受付した場合を含む)
国民年金担当課に特定期間該当届等の写しの回付の依頼を行う。	国民年金担当課に特定期間該当届等の写しの回付の依頼を行う。
↓	↓
回付を受けた特定期間該当届等の写しを年金請求書に添付する。	記録訂正事蹟確認システムに登録されている該当者の記録事蹟の履歴を印字したものの回付を受ける。(管理年金事務所が判明する。)
	↓
	管理年金事務所に対し、被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票 ^{*4} を起票し、決裁のうえ、イントラネットメールにより、年金事務所特殊メールアドレス宛特定期間該当届等の写しの回付依頼を行う。 ^{*5*6}
	↓
	回付を受けた特定期間該当届等の写し(PDF)を印字した紙を年金請求書に添付する。

(^{*4}) 業務マニュアル(共通編)「他部署に資格記録等の補正処理を依頼する場合における処理票の取扱い」で示されている(別添2)の依頼票

(^{*5}) メール の 件 名 : 「【要回付 特定期間該当届及び受理通知書の写し(〇〇年金事務所)】」

(^{*6}) 被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票の記入内容

- ・照会元拠点、照会先拠点の名称
- ・対象者の氏名、生年月日、性別、年金手帳の基礎年金番号
- ・補正内容の「5. その他」欄の記入例：
「要回付 特定期間該当届及び受理通知書の写し」

イ 時効消滅不整合期間の確認

国民年金担当課から特定期間該当届が提出されていないとの回答があった場

合は、国民年金担当課に時効消滅不整合期間の有無の確認を依頼するなど、特定期間の漏れがないように十分に確認を行うこと。

ウ 受給資格期間の再確認

回付された特定期間該当届の写し等で特定期間を確認したうえで、特定期間を含めて受給資格期間を確認すること。

特定期間を含めても受給権が発生しない場合は、国民年金担当課に時効消滅不整合期間の有無についての再確認を依頼するなど、特定期間の漏れがないように十分に確認を行うこと。

(3) 特定期間該当届の受付

上記(2)②イによる確認の結果、時効消滅不整合期間が判明した者については、特定期間に関する説明を行ったうえで、特定期間該当届を提出するよう勧奨する。(前記Ⅲ(事務処理の概要(適用・収納関係))の1(3)④を参照)

特に、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算しても受給資格期間を満たさない者のうち、特定期間を合算することにより受給権が発生する者については、必ず特定期間該当届を受付すること。

特定期間該当届を受付した後は、国民年金担当課に回付すること。

(4) 特定期間を含めると年金受給権が発生する者の新規裁定処理

(施行日からオンラインシステム(年金給付)が改修されるまでの間の取扱い)

上記(2)②により特定期間を含めると年金受給権が発生する者に係る裁定は、作成原因を「02」とし、受給権発生年月及び該当条文コードを入力する02裁定で行うこと。特定期間該当届を提出したことにより受給権が発生した場合、受給権発生年月は、特定期間該当届を提出した日の属する年月を入力する。該当条文コード^{*7}は、既存のもの(例、老齢基礎年金(法第26条)…「01-2600000」、老齢厚生年金(厚生年金保険法第42条)…「01-4200000」)を入力する。

この02裁定による手作業裁定方法は、オンライン記録との整合性を機械的に点検することができない。このため、法令上の受給要件について慎重かつ的確に点検を行った上で、決裁を受けること。

(^{*7}) 国民年金厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領(裁定編)を参照

(5) 不整合期間が保険料納付済期間とみなされた障害給付の受給者が施行日以後に老齢給付の請求を行う場合

施行日以後に記録訂正がなされて、不整合期間を有することとなった者であって、施行日において不整合期間を保険料納付済期間であるものとして障害給付を受給している者については、障害給付に係る規定の適用に際して、不整合期間は保険料納

付済期間とみなされることになる。

一方、施行日以後に新たに老齢給付を受けることとなった場合は（特定受給者に該当するものを除く。）、不整合期間が保険料納付済期間とみなされず、通常の不整合期間^{*8}として扱うことになるため、不整合期間を本来の正しい記録に訂正した上で老齢給付の裁定を行う必要がある。

このため、不整合期間を保険料納付済期間であるものとして障害給付を受給している者（特定受給者を除く。）から老齢給付の請求があった場合には、不整合記録が訂正済みであることを確認してから裁定処理を行うこと。

※ 上記の者は不整合記録の訂正が行われても、障害給付について、当該不整合期間が保険料納付済期間とみなされるため、無年金とならない。そのため、既に受給している障害基礎（厚生）年金については、不整合記録の訂正が行われても裁定取消を行わないように留意すること。

^(*8) 特定期間該当届が提出されている場合は、特定期間とする。

2 時効消滅不整合期間を有する者の障害給付の新規裁定

保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算しても保険料納付要件を満たさない者については、特定期間を合算して保険料納付要件の確認を行わなければならないため、特定期間該当届の提出の有無、時効消滅不整合期間の確認等を行ったうえで、保険料納付要件の確認を行う。

【事務処理フロー図】別紙2-2参照

(1) 初診日が公布日より前にある場合の特定期間等の取扱い

初診日が公布日より前である場合は、特定期間の効力が初診日の前日に遡って生じることはない。このため、保険料納付要件を確認するにあたって、時効消滅不整合期間や特定期間の考慮を要さない。

(2) 初診日が公布日以後特定保険料納付期限日までの間にある者の経過措置

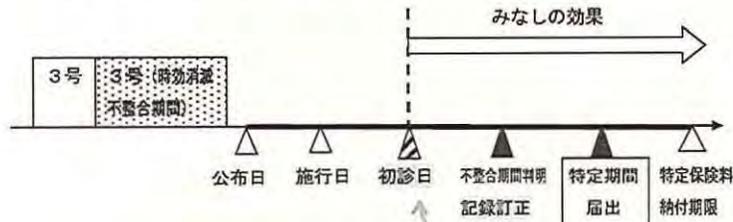
特定期間該当届を届出ることにより、届出日以後時効消滅不整合期間は特定期間として「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とみなされる。

ただし、経過措置として、初診日が公布日から特定保険料納付期限日（初診日前に記録訂正がなされている場合には、施行日から3月を経過する日）までの間にある者に限り、初診日以後に特定期間該当届を届出した場合であっても、その届出の効力は初診日の前日に遡って発生するものとされた。（保険料納付要件の確認にあたり、特定期間を初診日の前日に遡って「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とすることができる。）

- ① 初診日以後に特定期間該当届を届出したとしても、初診日の前日に遡って「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とみなすことができる場合

ア 初診日以後に不整合記録の訂正がなされて、時効消滅不整合期間を有することとなった者であって、以下のいずれかに該当する場合

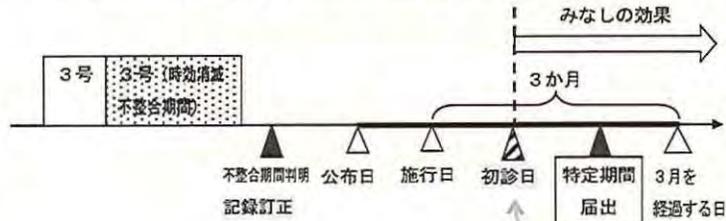
- ・ 公布日から施行日までの間に初診日がある場合
- ・ 施行日から特定保険料納付期限日までの間に初診日がある場合



届出の効果：初診日の前日に遡及する

イ 初診日前に不整合記録の訂正がなされて、時効消滅不整合期間を有することとなった者であって、以下のいずれかに該当する場合

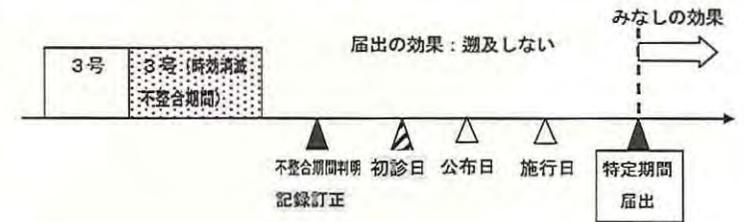
- ・ 公布日から施行日までの間に初診日がある場合
- ・ 施行日から3月を経過する日までの間に初診日がある場合



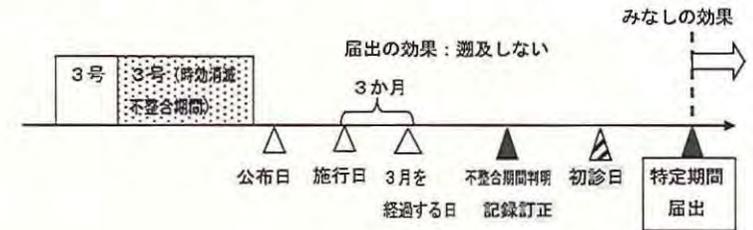
届出の効果：初診日の前日に遡及する

- ② 初診日以後に特定期間該当届を届出したとしても、初診日の前日に遡って「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とみなすことができない場合

ア 初診日が公布日より前である場合



イ 初診日前に記録訂正がなされて時効消滅不整合期間を有することとなった者であり、初診日が施行日から3月を経過する日より後である場合



ウ 初診日以後に記録訂正がなされて時効消滅不整合期間を有することとなった者であり、初診日が特定保険料納付期限日より後である場合

(3) 第3号被保険者期間の整合性の確認

第3号被保険者期間の整合性の確認を行った結果、未訂正の不整合期間が判明した際には、当該不整合期間に係る記録訂正を行う。

ただし、特定受給者（時効消滅不整合期間の判明により特定受給者に該当する者を含む。）については、オンラインシステム（適用・収納）上の記録訂正を行わず、前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係）の1（3）④により対応する。

(4) 保険料納付要件の確認

- ① 保険料納付済期間及び保険料免除期間によって年金受給権が発生する場合
保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算して保険料納付要件を満たすとき

は、特定期間の有無に関わらず、業務処理マニュアル（年金給付）に基づき処理を行う。

- ② 初診日が公布日以後であり、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算しても年金受給権が発生しない場合

上記（２）の経過措置に留意するとともに、特定期間該当届の届出の有無の確認、特定期間を含めた保険料納付要件の確認等について、前記１（２）②に準じた処理を行う。

- (5) 特定期間該当届の受付

前記１（３）に準じて特定期間該当届の勧奨等を行うこと。

なお、上記（２）により保険料納付要件を満たすこととなる者については、必ず特定期間該当届を受付すること。

- (6) 特定期間を含めると障害給付の年金受給権が発生する者の新規裁定処理

（施行日からオンラインシステム（年金給付）が改修されるまでの間の取扱い）

上記（４）②により特定期間を含めると年金受給権が発生する者に係る裁定については、業務処理マニュアルに基づき処理を行うこと。

なお、特定期間該当届等の写しを年金請求書に添付すること。

- (7) 特定受給者が障害給付を請求した場合の時効消滅不整合期間の取扱い

特定受給者の老齢給付については、時効消滅不整合期間が、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなされる。

一方、特定受給者に係る障害給付の保険料納付要件の確認にあたっては、特段のみなし措置がないため、通常の時効消滅不整合期間^{*9}として扱い、不整合期間を本来の正しい記録に訂正した後の記録に基づき、障害給付の裁定を行う。

時効消滅不整合期間の管理において、オンラインシステム（年金給付）上の老齢給付の原簿画面では保険料納付済期間と表示するが、オンラインシステム（適用・収納）上では１号未納期間と表示する必要があるため、オンラインシステム（適用・収納）の改修を行うが、その改修時期は施行日以後となる。オンラインシステム（適用・収納）が改修されるまでの間は、下記のとおり対応する。

^(*9) 初診日前に特定期間該当届が届出されている場合は、特定期間となる。

- ① 施行日からオンラインシステム（適用・収納）が改修されるまでの間の事務

前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の１（３）④のとおり、特定受給者については、施行日からオンラインシステム（適用・収納）が改修されるまでの間は、オンラインシステム（適用・収納）上の時効消滅不整合期間に係る記録

の訂正は行わない。

このため、障害給付の保険料納付要件を判断するにあたり、不整合記録登録DBに登録した時効消滅不整合期間の確認が必要である。この時効消滅不整合期間の確認においては、国民年金担当課に不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙の回付の依頼を行うこと。

なお、回付を受けた不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙は年金請求書に添付すること。

【表６】不整合記録登録DBの回付依頼の流れ

不整合記録登録DBを管理している拠点	
裁定請求を受付した年金事務所	裁定請求を受付した拠点以外の年金事務所 (事務センターが年金請求書を受付した場合を含む)
国民年金担当課に不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙の回付の依頼を行う。	不整合記録登録DBで管理している年金事務所に対し、被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票 ^{*10} を起票し、決裁のうえ、イントラネットメールにより、年金事務所特殊メールアドレス宛不整合記録登録DBの該当箇所を印字したものの写しの回付依頼を行う。 ^{*11*12}
↓	↓
回付を受けた不整合記録登録DBのデータを印字した紙を年金請求書に添付する。	回付を受けた不整合記録登録DBのデータを印字した紙を年金請求書に添付する。

^(*10) 業務マニュアル（共通編）「他部署に資格記録等の補正処理を依頼する場合における処理票の取扱い」で示されている（別添２）の依頼票

^(*11) メール件名：

「【要回付 不整合記録登録DBの不整合期間（〇〇年金事務所）】」

^(*12) 被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票の記入内容

- ・ 照会元拠点、照会先拠点の名称
- ・ 対象者の氏名、生年月日、性別、年金手帳の基礎年金番号
- ・ 補正内容の「５．その他」欄の記入例：

「要回付 不整合記録登録DBの不整合期間」

受付した年金請求書の表紙右上に「特定受給者」と朱書する。

「特定受給者」と朱書きされた障害給付の年金請求書に係る保険料納付要件の確認を行う際には、不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙が年金請求書に添付されていることを確認すること。

② オンラインシステム（適用・収納）改修後の事務

特定受給者の時効消滅不整合期間はオンラインシステム（適用・収納）により管理する。このため、上記①の事務は不要である。

3 時効消滅不整合期間を有する者が死亡した場合の遺族給付の新規裁定

保険料納付済期間及び保険料免除期間（長期要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間）を合算しても年金受給権が発生しない者については、特定期間を合算して受給資格期間の確認を行わなければならないため、特定期間該当届の提出の有無、時効消滅不整合期間の確認等を行ったうえで、受給資格期間の確認を行う。

なお、長期要件で裁定を行う場合、施行日からオンラインシステム（年金給付）が改修されるまでの間は、オンラインシステム（年金給付）において、特定期間を取り込んで裁定を行うことができないため、特定期間を合算して新規裁定する場合は、02裁定を行うこととなる。

【事務処理フロー図】別紙2-3参照

(1) 死亡日が公布日より前にある場合の特定期間等の取扱い

死亡日が公布日より前である場合は、特定期間の効力が死亡日の前日に遡って生じることはない。このため、保険料納付要件を確認するにあたって、時効消滅不整合期間や特定期間の考慮を要さない。

(2) 死亡日が公布日から特定保険料納付期限日までの間にある者の経過措置

特定期間該当届を届出ることにより、届出日以後、時効消滅不整合期間は特定期間として「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とみなされる。

ただし、経過措置として、死亡日が公布日から特定保険料納付期限日（死亡日前に記録訂正がなされている場合には、施行日から3月を経過する日）までの間にある者に限り、死亡日以後に特定期間該当届を届出した場合であっても、その届出の効果は、死亡日の前日に遡って発生するものとされた。（受給資格期間の確認にあたり、特定期間を初診日の前日に遡って「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とすることができる。

○ 死亡日以後に特定期間該当届を届出した場合であって、死亡日の前日に遡って「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」とみなすことができる場合

ア 死亡日以後に不整合記録の訂正がなされて、時効消滅不整合期間を有することとなった者であって、以下のいずれかに該当する場合

- ・公布日から施行日までの間に死亡日がある場合
- ・施行日から特定保険料納付期限日までの間に死亡日がある場合

上の老齢給付の原簿画面では保険料納付済期間と表示されるようになる。

しかし、前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の1（3）④のとおり、施行日からオンラインシステム（適用・収納）が改修されるまでの間は、特定受給者についてはオンラインシステム（適用・収納）上の時効消滅不整合期間に係る記録の訂正は行われず、不整合記録登録DBに登録した時効消滅不整合期間を確認して受給資格期間を確認する必要があるため、前記2（7）①に準じて不整合記録登録DBを管理している年金事務所から不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙の回付を受け、年金請求書に添付すること。

受付した年金請求書の表紙右上に「特定受給者」と朱書する。

「特定受給者」と朱書きされた年金請求書に係る受給資格期間の確認を行う際には、不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙が年金請求書に添付されていることを確認すること。

(*14) 死亡日前に特定期間該当届が提出されている場合は、特定期間となる。

② オンラインシステム（適用・収納）改修後の事務

特定受給者の時効消滅不整合期間はオンラインシステム（適用・収納）により管理する。

なお、長期要件の遺族年金において、特定期間を含めると年金受給権が発生する場合は、オンラインシステム（年金給付）が改修されるまでの間は引き続き上記（6）①に準じて02裁定で行うこと。

(8) 不整合期間が保険料納付済期間とみなされた障害給付の受給者が施行日以後に死亡し、その遺族が遺族給付を請求する場合

施行日以後に不整合期間を有することとなった者であって、施行日において障害給付を受給していた者が死亡した場合は、障害給付に係る規定の適用に際して、不整合期間が保険料納付済期間とみなされることになる。

一方、遺族給付については、不整合期間が保険料納付済期間とみなされず、通常の不整合期間^{*15}として扱うことになるため、不整合期間を本来の正しい記録に訂正した上で遺族給付の裁定を行う必要がある。

このため、不整合期間を保険料納付済期間とみなした障害給付の受給者が施行日以後に死亡し、その遺族から遺族給付の請求があった場合には、不整合記録が訂正済であることを確認してから裁定処理を行うこと。

※ 上記の者は不整合記録の訂正が行われても、障害給付について、当該不整合期間が保険料納付済期間とみなされるため、無年金とならない。そのため、死亡者が受給していた障害基礎（厚生）年金については、不整合記録の訂正が行われても裁定取消を行わないように留意すること。

(*15) 死亡日前に特定期間該当届が提出されている場合は、特定期間となる。

4 年金受給者等から相談があった場合の対応

(1) 特定受給者

① 特定期間の届出及び特例追納の効果に関する相談対応

施行日以後の年金相談においては、年金請求者及び配偶者の年金記録を確認のうえ、不整合期間又は時効消滅不整合期間の有無を確認すること。

特定受給者であることが確認できた場合は、次の順序に従い対応すること。

【事務処理フロー図】別紙2-4参照

ア 第3号被保険者期間の整合性の確認

第3号被保険者期間の整合性の確認及び整備を行った後、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間によって受給資格要件を確認すること。

イ 特定期間該当届の提出の有無の確認

前記1（2）②アに準じて処理を行うこと。

ウ 時効消滅不整合期間の確認

前記1（2）②イに準じて処理を行うこと。

エ 特定受給者に関する説明

相談者に特定受給者に該当する旨を説明し、特定受給者について説明する。また、下記の区分に応じ、届出勧奨を行うこと。

a 既に不整合記録登録DBに登録されている者

第3号被保険者期間について本来の記録と相違していることを説明のうえ、特定期間該当届がまだ提出されていない場合は、前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の1（3）④に準じて特定期間該当届の届出勧奨を行うこと。

b 不整合記録登録DBに登録されていない者

前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の1（3）④に準じて被保険者種別変更届の提出を受け付け、特定期間該当届の届出勧奨を行うこと。

オ 特例追納による年金額等の相談

前記Ⅲ（事務処理の概要（適用・収納関係））の2により特例追納制度について説明し、特例追納制度を利用できる期間を有する者については、特例追納を行った場合の年金見込額を説明すること。このとき、特定保険料納付期限日前後の年金額や減額下限額についても説明すること。

② 特定期間の届出及び特例追納の効果に関する年金額の試算について

施行日からオンラインシステム（年金給付）が改修されるまでの間は、オンラインシステム（年金給付）において、特定期間を取り込んで裁定を行うことができないため、年金額試算もできない。

よって、年金額試算を行う際には、資格記録、納付記録等の補正（試算上の補正）をするなどして試算すること。

特定保険料納付期限日後の老齢基礎年金の見込額の試算方法（一例）は以下のとおりである。付加年金や振替加算は除いて試算すること。

- ア 時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなして計算した年金額（訂正前の記録に基づく年金額）
- イ $A \times 0.9$ （訂正前の記録に基づく年金額 $\times 0.9$ ）
- ウ 不整合記録を訂正した場合の年金額（訂正後の記録に基づく年金額）
- エ 特例追納を行ったときの増加額

$\boxed{\text{イ（訂正前の記録に基づく年金額} \times 0.9\text{）}}$ と $\boxed{\text{ウ} + \text{エ（訂正後の記録に基づく年金額）}}$ を比較して、金額が高い方が、特定保険料納付期限日後の年金見込額である。

(2) 施行日前 65 歳失権者

施行日前 65 歳失権者から、繰下げ申出の相談があった場合は、記録訂正によって時効消滅不整合期間となったとしても老齢基礎年金等の受給資格期間を満たす者かどうか確認し、特定受給者となる場合の条件と、65 歳請求あるいは繰下げ申出の年金額について説明した上で、繰下げ申出の意思確認を行うこと。

① 不整合期間の記録訂正を行った後も受給資格期間を満たす者

施行日前 65 歳失権者が施行日において受給権を有する年金（老齢、退職を支給事由とするものに限る。）のうち、1 つ以上の年金について 65 歳支給を遡及請求したときは特定受給者として取り扱い、その全てについて繰下げ申出を行ったときは、特定受給者としてすることができない。

【選択方法】

年金見込額を提示し、丈比べした上での選択内容と、繰下げの意思表示について確認すること。

- ア 老齢基礎年金等のいずれも繰下げ申出を行う場合
特定受給者としてすることができないため、訂正後の記録に基づき、繰下げの割増率を乗じた年金見込額を算出する。

イ 老齢基礎年金等のうち、1 つ以上の年金について 65 歳支給を請求する場合 65 歳支給の請求によって特定受給者として取り扱う。なお、繰下げ申出した年金についても、特定受給者としての特例が適用される。

a 繰下げ申出を行う年金の金額

訂正前の記録に基づく額に繰下げの割増率を乗じて算出される年金額。（特定保険料納付期限日後は訂正後の記録に基づく額に繰下げの割増率を乗じて算出される年金額。ただし、訂正前の記録に基づく額に繰下げの割増率を乗じて算出される年金額の 9 割が保障される。）

b 繰下げ申出を行わず 65 歳からの支給を請求する年金の金額

訂正前の記録に基づく年金額。（特定保険料納付期限日後は訂正後の記録に基づく年金額。ただし、訂正前の記録に基づく年金額の 9 割が保障される。）

② 不整合期間の記録訂正を行うと受給資格期間を満たさない者

施行日前 65 歳失権者が受給権を有する年金（老齢、退職を支給事由とするものに限る。）全てについて繰下げ申出を行ったときは、特定受給者としてすることができない。

この場合、不整合期間の記録訂正を行った結果、老齢基礎年金等の受給資格期間を満たさなくなるときは、1 つ以上の年金について 65 歳からの支給を選択する必要がある。（これにより特定受給者となる。）年金額は、訂正前の記録に基づく額である。（特定保険料納付期限日後は訂正後の記録に基づく年金額。ただし、訂正前の記録に基づく年金額の 9 割が保障される。）

その他の年金については、上記①と同様の丈比べを行う。

【表7】訂正後記録によっても、年金受給資格要件を満たす者の老齢基礎年金の取扱い

		老齢基礎年金の請求方法	
		65歳請求	繰下げ申出
老齢厚生年金の請求方法	65歳請求	特定受給者 →特定保険料納付期限日までは訂正前記録による年金額 →特定保険料納付期限日後は訂正後の記録による年金額（9割保障あり）	特定受給者 →特定保険料納付期限日までは訂正前記録による額に繰下げ割増率を乗じた額 →特定保険料納付期限日後は訂正後の記録による額に繰下げ割増率を乗じた額（9割保障あり）
	繰下げ申出	特定受給者 →特定保険料納付期限日までは訂正前記録による年金額 →特定保険料納付期限日後は訂正後の記録による年金額（9割保障あり）	特定受給者ではない →訂正後の記録による額に、繰下げ割増率を乗じた額

③ オンライン記録の訂正（受給権を有する年金（老齢、退職を支給事由とするものに限る）全てについて繰下げ申出を行った者に限る）
 受給権を有する年金（老齢、退職を支給事由とするものに限る）全てについて繰下げ申出を行った者は特定受給者とすることができないため、オンライン記録の訂正等を行う必要があるため、国民年金担当課に記録訂正の依頼を行うこと。

(3) 特定受給者に該当しない年金受給者

① 特定期間や特例追納に関する年金額等の相談対応

老齢給付、障害給付又は遺族給付の受給権者（特定受給者を除く。）から特定期間や特例追納に関する年金額等の照会があった場合は、以下の手順に従い対応すること。

【事務処理フロー図】別紙2-4参照

ア 第3号被保険者期間の整合性の確認

第3号被保険者期間の整合性の確認及び整備を行った後、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間によって受給資格要件を確認すること。

なお、新たに記録訂正が行われていない不整合期間が判明し、特定受給者に

該当することが確認できれば、当該期間に関しては上記（1）（特定受給者）による対応をとること。

イ 特定期間該当届の提出の有無の確認

前記1（2）②アに準じて処理を行うこと。

ウ 時効消滅不整合期間の確認

前記1（2）②イに準じて処理を行うこと。

なお、時効消滅不整合期間がない者については、特定期間該当届を提出することができない。

エ 特例追納による年金額等の相談

特例追納制度について説明し、特例追納制度を利用できる期間を有する者については、特例追納を行った場合の年金見込額を説明すること。

② 特定期間の届出及び特例追納の効果に関する年金額の試算について

施行日からオンラインシステム（年金給付）が改修されるまでの間は、オンラインシステム（年金給付）において、特定期間を取り込んで裁定を行うことができないため、年金額試算もできない。

よって、年金額試算を行う際には、資格記録、納付記録等の補正（試算上の補正）をするなどして試算すること。

老齢基礎年金の受給者（特定受給者を除く。）が特例追納を行った場合、納付日の属する月の翌月から年金額が改定される。

ただし、政令で定める日の翌日の属する月（平成27年4月）から、当該翌日以後1年を経過する日の属する月（平成28年3月）までの月分の老齢基礎年金のうち、平成28年3月までに特例追納による改定が行われたものについては、その増額分は、平成28年5月に支給される。

③ 施行日において、不整合期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している者の取扱い

施行日において障害基礎（厚生）年金、遺族基礎（厚生）年金等を受給している者について、施行日以後に不整合期間が判明した場合についても、被保険者や既訂正受給者と同様に、被保険者種別変更届及び特定期間該当届の届出勸奨を行うこと。

5 再裁定の進達時の留意事項（特定期間を使って受給要件を満たした者）

特定期間を使って受給要件を満たした者について、新たな記録が判明する等により、再裁定になる事象が発生した場合は、様式第127号（127号-2、127号-3、128号）の右下備考欄に、「特定期間あり」と朱書して進達すること。

【添付書類】特定期間該当届等の写し

6 年金加入期間確認通知書の発行（特定期間を有する者及び特定受給者）

オンラインシステム（適用・収納）が稼働するまでの間、特定期間を有する者や特定受給者に係る年金加入期間確認通知書を発行する際には、以下に示す必要な事項を追記した上で、必ず「特定期間、特定受給者の記入がある場合の留意事項」（別紙3）をホッチキス留めして、請求者にお渡しすること。

(1) 特定期間を有する者（特定受給者を除く）

① 特定期間の確認

特定期間を有する者（特定受給者を除く）から年金加入期間確認通知書の発行請求があった場合は、前記1（2）②アに準じて特定期間該当届等の写しの回付を受け、年金加入期間確認請求書に添付すること。

② 年金加入期間確認通知書の作成

特定期間該当届等の写しから特定期間及び届出年月日を確認のうえ、年金加入期間確認通知書の「備考」欄に次のとおり記入すること。

なお、特定期間は全て記入すること。

【記入例】

	年金加入期間		期間の種類	被保険者期間 保険料納付・免除月数
	国年	平成〇年〇月〇日から	平成〇年〇月〇日まで	第 種
	平成〇年〇月 日から	平成〇年〇月 日まで	第 種	(〇〇〇) 月
	平成〇年〇月 日から	平成〇年〇月 日まで	第 種	(〇〇〇) 月
	合 計			〇〇〇 ①
備考	特定期間 〇〇月 (自) 平成〇年〇月 (至) 平成〇年〇月 : (自) 平成〇年〇月 (至) 平成〇年〇月 合計 〇〇〇月 届出年月日 平成〇年〇月〇日			特定期間を含まない 月数が記されていま す。

② 保険料納付・免除月数の合計欄の月数 \pm 特定期間の月数

※発行日時点の保険料納付・免除月数

・届出年月日以前の保険料納付・免除月数 ⇒ ①

・届出年月日以後の保険料納付・免除月数

⇒ ② (①+特定期間の月数)

(2) 特定受給者

① 時効消滅不整合期間又は特定期間の確認

特定受給者から年金加入期間確認通知書の発行請求があった場合は、特定受給者の時効消滅不整合期間を確認するため、前記2(7)①に準じて不整合記録登録DBの該当箇所を印字した紙の回付を受け、年金加入期間確認請求書に添付すること。

なお、特定受給者であり、かつ、特定期間を有する者である場合は、上記(1)①及び(2)①の回付依頼を行うこと。

② 年金加入期間確認通知書の作成

特定受給者については、年金加入期間確認通知書に次のとおり記入すること。

ア 特定期間該当届が提出されていない者

時効消滅不整合期間を確認のうえ、年金加入期間確認通知書の「備考」欄に次のとおり記入すること。

なお、時効消滅不整合期間は全て記入すること。

【記入例】

	年金加入期間		期間の種類	被保険者期間 保険料納付・免除月数
国年	平成〇年〇月〇日から	平成〇年〇月〇日まで	第 種	〇〇〇 月
	平成〇年〇月 日から	平成〇年〇月 日まで	第 種	(〇〇〇) 月
	平成〇年〇月 日から	平成〇年〇月 日まで	第 種	(〇〇〇) 月
	合 計			〇〇〇 ①
備考	<p>特定受給者</p> <p>時効消滅不整合期間 〇〇月 (自) 平成〇年〇月 (至) 平成〇年〇月</p> <p style="text-align: center;">:</p> <p>(自) 平成〇年〇月 (至) 平成〇年〇月</p> <p>合計 〇〇〇月 届出年月日 平成〇年〇月〇日</p>			

② 保険料納付・免除月数の合計欄の月数 — 時効消滅不整合期間の月数

※発行日時点の保険料納付・免除月数

- ・退職共済年金または長期要件の遺族共済年金を請求する場合
⇒ ①
- ・障害共済年金または短期要件の遺族共済年金を請求する場合
⇒ ② (①—時効消滅不整合期間の月数)

イ 特定期間該当届が提出されている者

特定期間を確認のうえ、年金加入期間確認通知書の「備考」欄に次のとおり記入すること。

なお、特定期間は全て記入すること。

【記入例】

	年金加入期間		期間の種類	被保険者期間 保険料納付・免除月数
国年	平成〇年〇月〇日から	平成〇年〇月〇日まで	第 種	〇〇〇 月
	平成〇年〇月 日から	平成〇年〇月 日まで	第 種	(〇〇〇) 月
	平成〇年〇月 日から	平成〇年〇月 日まで	第 種	(〇〇〇) 月
	合 計			〇〇〇 ①
備考	<p>特定受給者</p> <p>特定期間 〇〇月 (自) 平成〇年〇月 (至) 平成〇年〇月</p> <p style="text-align: center;">:</p> <p>(自) 平成〇年〇月 (至) 平成〇年〇月</p> <p>合計 〇〇〇月 届出年月日 平成〇年〇月〇日</p>			

② 保険料納付・免除月数の合計欄の月数 — 特定期間の月数

※発行日時点の保険料納付・免除月数

- ・退職共済年金または長期要件の遺族共済年金を請求する場合
⇒ ①
- ・障害共済年金または短期要件の遺族共済年金を請求する場合
届出年月日以前の保険料納付・免除月数
⇒ ② (①—特定期間の月数)
届出年月日以後の保険料納付・免除月数
⇒ ①

7 施行日前に不整合記録を訂正することにより無年金となった者のうち特定期間該当届を提出することにより受給権発生する者の取扱い

平成 23 年 11 月 29 日【給付指 2011-293】※により別途指示するまで年金事務所等において個別に管理している事案については、施行日以後、直ちに特定期間の届出及び年金請求の勧奨を行うこととしているので別途指示する。

※ 年金相談等において、不整合期間が判明し、第 3 号被保険者期間を第 1 号被保険者期間へ記録訂正することにより老齢給付の受給要件を満たさなくなる者のうち、時効消滅不整合期間を特定期間とすることにより受給要件を満たす者については、施行後に特定期間該当届を届出することにより、届出日で老齢給付の受給権が発生する。

このため、上記の指示・依頼により個別管理している事案については、施行日以後、直ちに特定期間の届出及び年金請求の勧奨を行うこと。

V 相談体制等について

1 年金事務所等における相談体制

当面は、特定期間該当届の個別勧奨は行わないことから、特別の相談体制を整備する必要はないが、必要に応じて、後納制度に係る相談体制を活用し、対応すること。

2 特定期間該当届に係る専用相談ダイヤルの設置

特定期間該当届に係るお問い合わせに対応するため、平成 25 年 7 月 1 日から、専用の相談ダイヤル（後納制度と同じ電話番号）を設置することとし、厚年法等改正法に係る制度の広報を活用して周知を行うことを予定している。

VI 周知・広報

1 本部等における周知・広報

厚年法等改正法の周知・広報については、厚生労働省と連携・協力し、政府広報、機構HP等の広報媒体を活用し、制度や届出の手続き等について周知を図ることを予定している。

2 市区町村広報紙への掲載依頼

平成 25 年 7 月号の市町村向け情報誌「かけはし」において、別紙 5 の広報素材を掲載するので、年金事務所においては、「かけはし」の送付時に、市区町村の広報紙への掲載依頼を併せて行うこと。

VII 厚年法等改正法にかかる市町村向け Q & A

平成 25 年 6 月 28 日【国年情 2013-89】※のとおり、厚生労働省から地方厚生局を通じて情報提供がされているので、参考とされたい。

新規裁定者【障害年金】

* 初診日が公布日以後の者の取扱い



【①3号被保険者期間の整合性の確認】
【②未訂正の不整合期間】

▶業務処理マニュアル(年金給付)のとおり

【③不整合期間の確認・訂正】

▶不整合期間の確認、訂正
▶特定期間化

【④保険料納付要件の確認】

▶保険料納付済期間+保険料免除期間で確認

【⑤特定期間該当届の提出の有無の確認】

▶オンラインシステム(適用・収納)が稼働するまでの間は、担当課に特定期間該当届の届出確認依頼を行う。
* 特定期間該当届の管理が他事務所の場合は回付依頼を行う。

【⑥時効消滅不整合期間の確認】

▶担当課に時効消滅不整合期間の有無についての再確認を依頼するなど、特定期間に漏れがないように十分に確認を行うこと。
▶「あり」の場合は、特定期間該当届を受理

【⑦保険料納付要件の再確認】

▶回付された特定期間該当届等の写しを確認し、特定期間を含めて保険料納付要件を確認する。

障害基礎年金等の支給に関する経過措置により教済されるケース
○初診日以降に記録が訂正されている者
・公布日から施行日までの間に初診日がある場合
・施行日から特定保険料納付期末日までの間に初診日がある場合
○初診日前に記録が訂正されている者
・公布日から施行日までの間に初診日がある場合
・施行日から3月を経過する日までの間に初診日がある場合

《受給権なし》
時効消滅不整合期間の漏れがないか十分に確認すること。
受給権に関する説明を行うこと。

《受給権あり(特定期間あり)》
特定期間該当届等の写しを年金請求書に添付すること。

新規裁定者【遺族年金】

* 死亡日が公布日以後で、短期要件による者の取扱い



【①3号被保険者期間の整合性の確認】
【②未訂正の不整合期間】

▶業務処理マニュアル(年金給付)のとおり

【③不整合期間の確認・訂正】

▶不整合期間の確認、訂正
▶特定期間化

【④受給資格期間(保険料納付要件)の確認】

▶保険料納付済期間+保険料免除期間で確認

【⑤特定期間該当届の提出の有無の確認】

▶オンラインシステム(適用・収納)が稼働するまでの間は、担当課に特定期間該当届の届出確認依頼を行う。
* 特定期間該当届の管理が他事務所の場合は回付依頼を行う。

【⑥時効消滅不整合期間の確認】

▶担当課に時効消滅不整合期間の有無についての再確認を依頼するなど、特定期間に漏れがないように十分に確認を行うこと。
▶「あり」の場合は、特定期間該当届を受理

【⑦保険料納付要件の再確認】

▶回付された特定期間該当届等の写しを確認し、特定期間を含めて保険料納付要件を確認する。

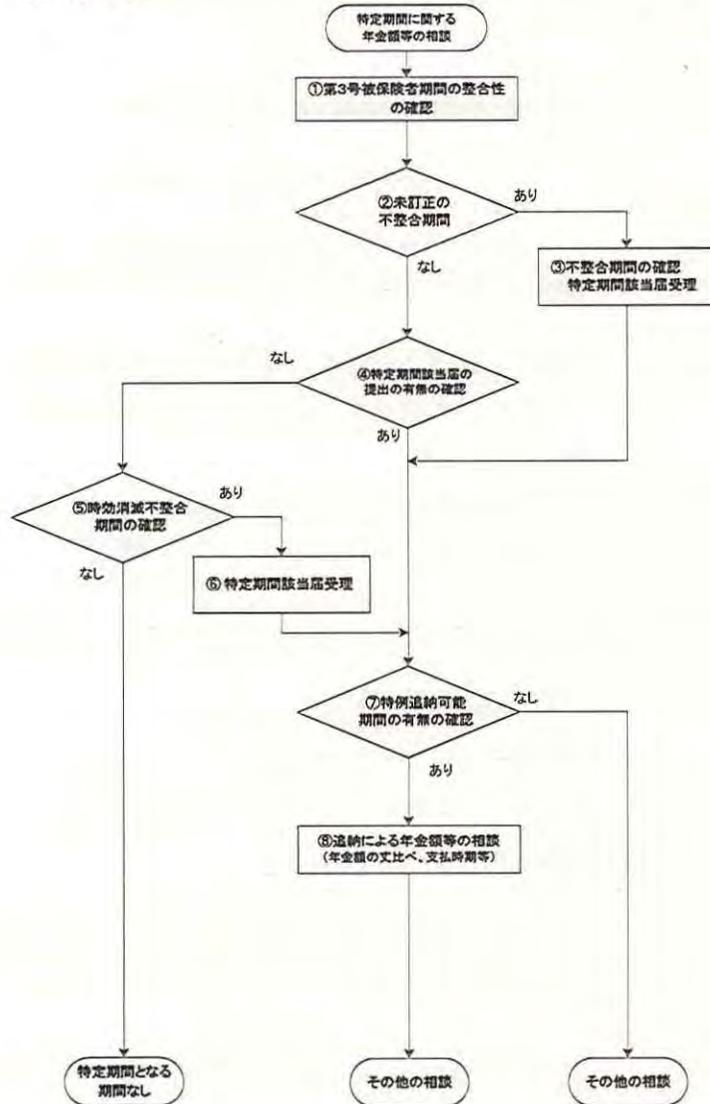
遺族基礎年金等の支給に関する経過措置により教済されるケース
○死亡日以降に記録が訂正されている者
・公布日から施行日までの間に死亡日がある場合
・施行日から特定保険料納付期末日までの間に死亡日がある場合
○死亡日前に記録が訂正されている者
・公布日から施行日までの間に死亡日がある場合
・施行日から3月を経過する日までの間に死亡日がある場合

《受給権なし》
時効消滅不整合期間の漏れがないか十分に確認すること。
受給権に関する説明を行うこと。

《受給権あり(特定期間あり)》
特定期間該当届等の写しを年金請求書に添付すること。

相談対応の流れ

(別紙2-4)



特定期間、特定受給者の記入がある場合の
年金加入期間確認通知書の留意事項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）の施行により、特定期間を有する方、または特定受給者の方には、「年金加入期間確認通知書」の備考欄に追記しておりますので、以下の事項を参考にしていただき、受給資格期間（保険料納付要件）をご確認ください。

1. 備考欄に「特定期間」の表示がある方（「特定受給者」の表示がある方を除く）

(例1) 特定期間：平成5年4月から平成6年3月まで

	年金加入期間		期間の種類	被保険者期間 保険料納付・免除月数	
厚年	昭和54年4月1日から	平成3年4月1日まで	第2種	144	月
国年	平成3年4月1日から	平成16年4月1日まで	第種	144	月
	平成3年4月 日から	平成5年3月 日まで	第種	(24)	月
	平成6年4月 日から	平成16年3月 日まで	第種	(120)	月
	合 計			288	①
備考	特定期間 12月 (自)平成5年4月 (至)平成6年3月 合計 300月 届出年月日 平成〇年〇月〇日*1 ② $288 + 12 = 300$ 月 合計 特定期間 特定期間を含まない月数が記されています。				

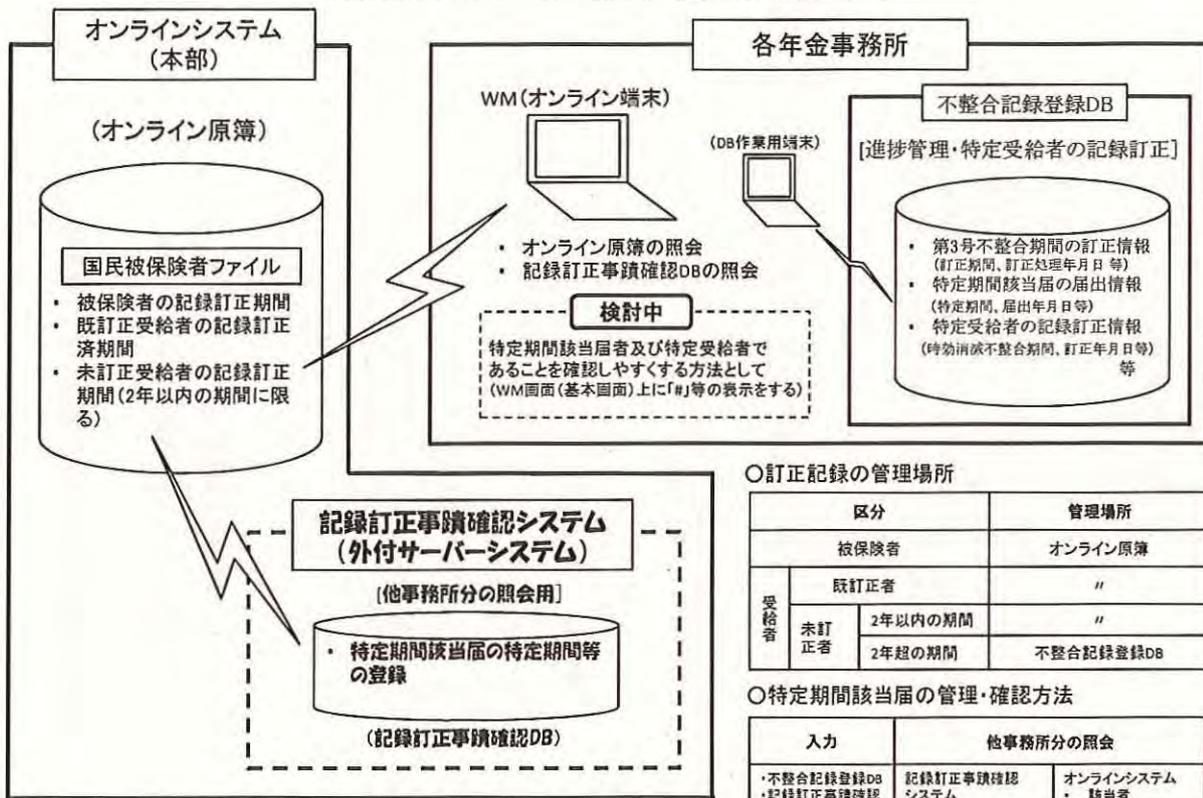
◎ 発行日時点の保険料納付・免除月数は次のとおりです。

(1) 届出年月日*1前の保険料納付・免除月数 ⇒ ① (例1:288月)

(2) 届出年月日*1以後の保険料納付・免除月数 ⇒ ② (例1:300月)

裏面もご覧ください

第3号不整合記録問題にかかる記録の管理方法について
(オンラインシステムが稼働するまでの暫定対応)



○訂正記録の管理場所

区分		管理場所	
被保険者		オンライン原簿	
受給者	既訂正者	〃	
	未訂正者	2年以内の期間	〃
		2年超の期間	不整合記録登録DB

○特定期間該当届の管理・確認方法

入力	他事務所分の照会	
・不整合記録登録DB ・記録訂正事蹟確認システム	記録訂正事蹟確認システム ・ 内容 ・ 該当者	オンラインシステム ・ 該当者 (検討中)

4-1

2. 備考欄に「特定受給者」の表示がある方

(例2) 時効消滅不整合期間：平成5年4月から平成6年3月まで

年	加入期間	被保険者期間
昭和54年	4月1日から平成3年4月1日まで	保険料納付・免除月数 144 月
平成3年	4月1日から平成16年4月1日まで	第2種 156 月
合計		300

① 時効消滅不整合期間(特定期間)を合んだ月数が記されています。

特定受給者	時効消滅不整合期間	合計
12月	(自)平成5年4月 (至)平成6年3月	288月
合計		300 - 12 = 288月

② 時効消滅不整合期間

特定受給者	特定期間	合計
12月	(自)平成5年4月 (至)平成6年3月	288月
合計		288月

* 時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届が提出された場合の備考欄の記載例

◎ 発行日時点の保険料納付・免除月数は次のとおりです。

- (1) 退職共済年金または最期要件の遺族共済年金を請求する場合
⇒ ① (例2：300月)
- (2) 障害共済年金または短期要件の遺族共済年金を請求する場合
ア 「時効消滅不整合期間」が表示されている場合
⇒ ② (例2：288月)
- イ 「特定期間」が表示されている場合
a 特定期間の届出年月日**前の保険料納付・免除月数
⇒ ② (例2：288月)
- b 特定期間の届出年月日**以後の保険料納付・免除月数
⇒ ① (例2：300月)

※ 平成30年4月以降に受給資格要件を確認する場合は、請求者は、請求者には、改めて年金事務所にて年金加入期間確認通知書の交付をいただくとともに、お伝えください。

1 穴あけチエック用

別紙5

【ロングバージョン】

専業主婦（夫）の年金が改正されました。

平成25年7月1日から専業主婦の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替え手続きが遅れたり漏れているために、保険料が未納となっている主婦が手続きをすれば年金を受け取れるようになったり、年金額を増やせるようになる場合があります。

○主婦年金からの切り替えの手続が2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きを！

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫（2号被保険者）に扶養されている妻（専業主婦：3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続（3号被保険者から1号被保険者への変更手続）をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

※ 妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

○ 手続きをすれば、無年金や年金の減額を防ぐことができます。

※ 老齢年金だけでなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

○ 保険料納付で年金額アップ！

手続きすれば、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます（最大10年分）。保険料を納めれば、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをした方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

○ 詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！

0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

<受付時間> 月～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※部分については紙面に余裕がある場合に掲載をお願いします。

※

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届に関する
重要事項確認書

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の届出にあたり、以下の説明を受けたことを確認しました。

- 1 特定期間該当届の特定期間には、把握できる全ての時効消滅不整合期間を記入します。
- 2 特定期間該当届の届出日以降、時効消滅不整合期間は特定期間となり、年金額には反映しませんが年金の受給資格期間として算入される期間として取り扱われます。(注1)
- 3 上記1で記入した時効消滅不整合期間以外の期間が事後的に判明した場合は、その都度、届出が必要です。
- 4 上記3の場合、障害年金、遺族年金の受給ができなくなるなどの不利益が生じる可能性があります。
- 5 特定期間については、特定保険料を納付(特例追納)することが可能です。(注2)

また、特定保険料を納付(特例追納)するためには、別途、申込が必要です。(注3)

(注1) 特定受給者の時効消滅不整合期間については、平成25年7月1日(施行日)から平成30年3月31日(特定保険料納付期限日)までの間、保険料納付済期間とみなされることとなります。

このため、平成30年3月31日(特定保険料納付期限日)までは、従前の年金額(不整合期間に基づく年金額)が支給されることとなりますが、平成30年4月(特定保険料納付期限日の属する月の翌月)以降は、保険料(特定保険料を含む)の納付実績に応じた年金額まで減額することとなります。

ただし、減額は、現に受給していた年金額の10%を上限と

穴あけエックス用

【届出について】

- 実態として国民年金の第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者のまま管理されている年金記録を「3号不整合記録」といいます。このうち、3号不整合記録を訂正した時点において、保険料を徴収する期限(2年)が経過した期間を「時効消滅不整合期間」といいます。
- この届出によって、時効消滅不整合期間は「特定期間」となり、老齢年金、障害年金および遺族年金の受給要件を判定するにあたり、受給資格期間に算入されず。
 - ※ 老齢年金の場合は、年金額には反映されません。
 - ※ 障害年金および遺族年金については、原則として、「時効消滅不整合期間」に係る特定期間該当届を届出日以後に障害となった場合または死亡した cases に限り、受給資格期間に算入されます。
- 「特定期間」の対象となる期間は昭和61年4月から平成25年6月までの期間となります。
- この届書を提出した後に、別の時効消滅不整合期間が判明した場合は、改めて、その都度届出してください。

【記入上の注意】

- 時効消滅不整合期間について、すべて記入してください。
- 届出にあたって、時効消滅不整合期間にもれがあったり届出が遅れた場合は、年金を受け取る時期が遅くなったり受け取れない場合がありますので、時効消滅不整合期間はもれなく記入してください。

【添付書類】

- この届出には、次の書類を添付して下さい。
 - ・ 国民年金手帳や、その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - ・ 老齢年金を受給している場合は、老齢年金の裁定または支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

なります。

(注 2) 特例追納は、以下の期間のうち、先に経過した月から順次行うこととなります。

①特例追納をする時点で 60 歳以上の場合・・・ 特定期間のうち、50 歳以上 60 歳未満の期間

②特例追納をする時点で 60 歳未満の場合・・・ 特例追納をする時点から過去 10 年以内の期間

(注 3) 特定保険料の納付 (特例追納) の実施期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 (特定保険料納付期限日) までの 3 年間です。

6 以上の説明を受けたうえで、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を届け出します。

平成 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所

氏 名

印

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届に関する 重要事項確認書

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の届出にあたり、以下の説明を受けたことを確認しました。

- 1 特定期間該当届の特定期間には、把握できる全ての時効消滅不整合期間を記入します。
- 2 特定期間該当届の届出日以降、時効消滅不整合期間は特定期間となり、年金額には反映しませんが年金の受給資格期間として算入される期間として取り扱われます。
- 3 上記 1 で記入した時効消滅不整合期間以外の期間が事後的に判明した場合は、その都度、届出が必要です。
- 4 上記 3 の場合、障害年金、遺族年金の受給ができなくなるなどの不利益が生じる可能性があります。
- 5 特定期間については、特定保険料を納付 (特例追納) することが可能となり、特例追納することにより年金額が増額します。(注 1)

また、特定保険料を納付 (特例追納) するためには、別途、申込が必要です。(注 2)

(注 1) 特例追納は、以下の期間のうち、先に経過した月から順次行うこととなります。

①特例追納をする時点で 60 歳以上の場合・・・ 特定期間のうち、50 歳以上 60 歳未満の期間

②特例追納をする時点で 60 歳未満の場合・・・ 特例追納をする時点から過去 10 年以内の期間

(注 2) 特定保険料の納付 (特例追納) の実施期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届に関する
重要事項確認書

6 以上の説明を受けたうえで、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を届け出します。

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の届出にあたり、以下の説明を受けたことを確認しました。

- 1 特定期間該当届の特定期間には、把握できる全ての時効消滅不整合期間を記入します。
- 2 特定期間該当届の届出日以降、時効消滅不整合期間は特定期間となり、年金の裁定の際に、年金額には反映しませんが年金の受給資格期間として算入される期間として取り扱われます。
- 3 上記 1 で記入した時効消滅不整合期間以外の期間が事後的に判明した場合は、その都度、届出が必要です。
- 4 上記 3 の場合、老齢年金の受給権が発生する時期が遅れたり、障害年金、遺族年金の受給ができなくなるなどの不利益が生じる可能性があります。
- 5 特定期間については、特定保険料を納付（特例追納）することが可能です。（注 1）
また、特定保険料を納付（特例追納）するためには、別途、申込が必要です。（注 2）

（注 1） 特例追納は、以下の期間のうち、先に経過した月から順次行うこととなります。

- ①特例追納をする時点で 60 歳以上の場合・・・ 特定期間のうち、50 歳以上 60 歳未満の期間
- ②特例追納をする時点で 60 歳未満の場合・・・ 特例追納をする時点から過去 10 年以内の期間

平成 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所

氏 名

印

(注2) 特定保険料の納付(特例追納)の実施期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

第 号
年 月 日

6 以上の説明を受けたうえで、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を届け出します。

様

日本年金機構理事長

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届受理通知書

年 月 日付で届出のありました「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」について、次のとおり特定期間を確認しましたので通知します。

基礎年金番号	生年月日		
特定期間1	年 月から	年 月まで	月
特定期間2	年 月から	年 月まで	月
特定期間3	年 月から	年 月まで	月
特定期間4	年 月から	年 月まで	月
特定期間5	年 月から	年 月まで	月
合 計			月

平成 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所

氏 名 印

ご不明な点がございましたら、下記の年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構 ○○年金事務所 国民年金課 (所在地) ○○市○○町○○丁目○○番地 (電 話) ○○○-○○○-○○○○
--

※ 裏面もお読みください。

- 表面に記載された「特定期間」は、老齢年金、障害年金および遺族年金の受給要件を判定するにあたり、年金の受給資格期間に算入されます。
 - 老齢年金の場合は、年金額には反映されません。
 - 障害年金および遺族年金については、原則として、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を届出日以後に、障害となった場合または死亡した場合に限り、受給資格期間に算入されます。
 - 特定期間のうち以下の期間については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日(特定保険料納付期限日)までの 3 年間に限り、特定保険料を納付することができるようになります。この特定保険料を納付することにより、多くの方の場合は将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。
 - 特定保険料を納付する時点で 60 歳以上の場合
……特定期間のうち、50 歳以上 60 歳未満の期間
 - 特定保険料を納付する時点で 60 歳未満の場合
……特定保険料を納付する時点から 10 年以内の期間
- ※ 特定保険料を納付するためには申込書の提出が必要ですが、申込書の受付は、平成 27 年 2 月 1 日から年金事務所で行います。
- ※ 国民年金保険料の後納制度により、後納保険料を納めることができる期間については、後納制度を利用していただくことになります。

国民年金保険料の後納制度については、年金事務所または国民年金保険料専用ダイヤルまでお問い合わせください。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！



0570-011-050

050 または 070 から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

<受付時間> 月曜日 午前 8:30~午後 7:00
火~金曜日 午前 8:30~午後 5:15
第 2 土曜日 午前 9:30~午後 4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。
* 祝日(第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日~1 月 3 日はご利用いただけません。

○ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○ 「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○ 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

(注) 「確認欄(A)-(B)」が「○」となることを確認すること。

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	計
不整合記録登録 DB(A)																																
受付進捗管理シ ステム(B)																																
確認欄(A)-(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

特定期間該当届登録件数確認表

2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について

【年金給付部 給付企画グループ】

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 6 月 28 日 給付情 2013-68)・・・70

金融機関の店舗名称変更等(平成 25 年 8 月 15 日支払から変更)について、お知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 7 月 31 日 給付情 2013-77)・・・72

金融機関の店舗名称変更等(平成 25 年 9 月 13 日支払から変更)について、お知らせしたものです。

↑
穴あけチエック用
↓

平成 25 年 6 月 28 日
給付情 2013-68

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成25年8月15日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別添を参照願います。

照会先

本部年金給付部給付企画G

担当 馬場(秀)、^{かんぼやし}上林

連絡先

(直通) XXXXXXXXXX

↑ 穴あけチエック用 ↓

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0158	京都銀行	511	オオサカ 大阪	▷	0158	京都銀行	511	オオサカ 大阪営業部	平成25年5月27日
0158	京都銀行	512	オオサカチユウオウ 大阪中央	▷	0158	京都銀行	511	オオサカ 大阪営業部	平成25年5月27日
0158	京都銀行	127	テラマチニジヨウ 寺町二条	▷	0158	京都銀行	127	キョウトシヤクシヨマエ 京都市役所前	平成25年6月17日
0162	南都銀行	688	ワカヤマキタ 和歌山北	▷	0162	南都銀行	688	ワカヤマキタ 和歌山	平成25年6月17日
0190	西日本シティ銀行	901	ミヤザキ 宮崎	▷	0190	西日本シティ銀行	901	ミヤザキ 宮崎営業部	平成25年6月10日
0190	西日本シティ銀行	911	オオホト 大淀	▷	0190	西日本シティ銀行	901	ミヤザキ 宮崎営業部	平成25年6月10日
0190	西日本シティ銀行	917	ミヤザキキタ 宮崎北	▷	0190	西日本シティ銀行	901	ミヤザキ 宮崎営業部	平成25年6月10日
0190	西日本シティ銀行	918	オオツカ 大塚	▷	0190	西日本シティ銀行	901	ミヤザキ 宮崎営業部	平成25年6月10日
0514	大東銀行	037	コオリヤマカメダ 郡山亀田	▷	0514	大東銀行	104	ウネメ うねめ	平成25年6月4日
0554	関西アーバン銀行	416	オヤブ 大藪	▷	0554	関西アーバン銀行	411	ヒコネ 彦根	平成25年6月17日
				▷	0150	スルガ銀行	643	ヌマヅオカノミヤ 沼津岡宮	平成25年6月21日
				▷	0158	京都銀行	516	ウタジマハシ 歌島橋	平成25年7月22日
				▷	0164	但馬銀行	378	セイシンチユウオウ 西神中央	平成25年6月19日
				▷	2095	相双信用組合	012	ワケリ 亙理	平成25年7月3日

↑ 穴あけチエック用 ↓

平成 25 年 7 月 31 日
給付情 2013-77

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成25年9月13日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別添を参照願います。

照会先

本部年金給付部給付企画G

担当 馬場(秀)、^{かんぼやし}上林

連絡先

(直通) XXXXXXXXXX

↑ 穴あけチエック用 ↓

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0005	三菱東京UFJ銀行	112	ウシオオクホ 宇治大久保出張所	▷	0005	三菱東京UFJ銀行	112	ウシオオクホ 宇治大久保	平成25年7月16日
0005	三菱東京UFJ銀行	435	サヤマ 狭山出張所	▷	0005	三菱東京UFJ銀行	435	サヤマ 狭山	平成25年7月16日
0005	三菱東京UFJ銀行	833	イチミヤヒガシ 一宮東出張所	▷	0005	三菱東京UFJ銀行	833	イチミヤヒガシ 一宮東	平成25年7月16日
0119	秋田銀行	382	ホンゾウウエキマエ 本荘駅前	▷	0119	秋田銀行	382	ホンゾウウヒガシ 本荘東	平成25年7月16日
0146	北國銀行	214	アホ 安宅	▷	0146	北國銀行	206	コマツ 小松	平成25年6月24日
0146	北國銀行	604	キョウ 京都	▷	0146	北國銀行	601	オオサカ 大阪	平成25年7月22日
0162	南都銀行	260	ハセ 初瀬	▷	0162	南都銀行	260	ハセ 初瀬出張所	平成25年6月27日
0162	南都銀行	695	ヤマダガワ 山田川	▷	0162	南都銀行	695	ヤマダガワ 山田川出張所	平成25年6月27日
0162	南都銀行	763	ナハリヒガシ 名張東	▷	0162	南都銀行	763	ナハリヒガシ 名張東出張所	平成25年6月27日
0167	山陰合同銀行	075	オオシツ 大篠津	▷	0167	山陰合同銀行	075	オオシツ 大篠津代理店	平成25年6月24日
0167	山陰合同銀行	092	シヨウホク 城北	▷	0167	山陰合同銀行	092	シヨウホク 城北出張所	平成25年6月24日
0167	山陰合同銀行	108	コヤマ 湖山	▷	0167	山陰合同銀行	108	コヤマ 湖山出張所	平成25年6月24日
0167	山陰合同銀行	126	フクイ 福生	▷	0167	山陰合同銀行	126	フクイ 福生出張所	平成25年6月24日
0167	山陰合同銀行	225	ホツキ 法吉	▷	0167	山陰合同銀行	225	ホツキ 法吉出張所	平成25年6月24日
0170	山口銀行	131	イツカイ 五日市	▷	0170	山口銀行	149	ハツカイ 廿日市	平成25年7月8日
0184	宮崎銀行	410	ナカマチ 仲町	▷	0184	宮崎銀行	410	ナカマチ 仲町出張所	平成25年7月8日
0184	宮崎銀行	450	マサキ 真幸	▷	0184	宮崎銀行	450	マサキ 真幸出張所	平成25年7月8日
0184	宮崎銀行	520	ヒ 飴肥	▷	0184	宮崎銀行	520	ヒ 飴肥出張所	平成25年7月8日
0184	宮崎銀行	550	ナコウ 南郷	▷	0184	宮崎銀行	550	ナコウ 南郷出張所	平成25年7月8日
0501	北洋銀行	151	モイキタ 藻岩北	▷	0501	北洋銀行	494	モイ 藻岩	平成25年7月8日
0501	北洋銀行	189	ヨンパントオリ 四番通	▷	0501	北洋銀行	041	シコトニ 新琴似	平成25年7月16日

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0501	北洋銀行	191	キタコウチユウオウ 北郷中央	▷	0501	北洋銀行	051 キタコウ 北郷	平成25年7月16日	
0501	北洋銀行	459	キタミツテン 北見とん田	▷	0501	北洋銀行	451 キタミチユウオウ 北見中央	平成25年7月8日	
0596	沖縄海邦銀行	144	オキナワシヤクシヨナイ 沖縄市役所内出張所	▷	0596	沖縄海邦銀行	044 コザ コザ	平成25年7月1日	
1188	あぶくま信用金庫	011	ヤマモト 山元	▷	1188	あぶくま信用金庫	016 ワケ 巨理	平成25年7月16日	
1288	さがみ信用金庫	028	ダイナシティイースト ダイナシティイースト出張所	▷	1288	さがみ信用金庫	005 コウツ 国府津	平成25年7月8日	
1506	三島信用金庫	046	シヨウワチヨウ 昭和町	▷	1506	三島信用金庫	045 アタミ 熱海	平成25年7月22日	
1702	米子信用金庫	017	アカサキ 赤碕	▷	1702	米子信用金庫	017 アカサキ 赤碕出張所	平成25年7月8日	
				▷	0158	京都銀行	516 ウタジマバン 歌島橋	平成25年7月22日	

↑
穴あけチエック用
↓

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
3001	北海道信用農協連合会	831	北見支所 キタミ	▷	3001	北海道信用農協連合会	820	本所 ホソヨ	平成25年6月24日
3001	北海道信用農協連合会	832	釧路支所 クノロ	▷	3001	北海道信用農協連合会	820	本所 ホソヨ	平成25年6月24日
3013	東京都信用農協連合会	002	東京支所 トウキョウ	▷	3013	東京都信用農協連合会	001	本店 ホンテン	平成25年6月24日
9453	宮城県漁業協同組合	020	唐桑支所 カラクワ	▷	9453	宮城県漁業協同組合	002	気仙沼総合支所 ケセンヌマソウゴウ	平成25年7月16日
9453	宮城県漁業協同組合	070	気仙沼地区支所 ケセンヌマチク	▷	9453	宮城県漁業協同組合	002	気仙沼総合支所 ケセンヌマソウゴウ	平成25年7月16日
9453	宮城県漁業協同組合	080	大谷本吉支所 オオヤマトヨシ	▷	9453	宮城県漁業協同組合	002	気仙沼総合支所 ケセンヌマソウゴウ	平成25年7月16日
9453	宮城県漁業協同組合	100	歌津支所 ウタツ	▷	9453	宮城県漁業協同組合	002	気仙沼総合支所 ケセンヌマソウゴウ	平成25年7月16日
9453	宮城県漁業協同組合	120	志津川支所 シツカワ	▷	9453	宮城県漁業協同組合	002	気仙沼総合支所 ケセンヌマソウゴウ	平成25年7月16日

↑ 穴あけチエック用 ↓

3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ポスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理

（平成 24 年 11 月 14 日 総務指 2012-32 経企指 2012-65）

本部から年金事務所等に掲示をお願いしている掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うこととしたところをお伝えしているところです。

今回は、平成 25 年 8 月 16 日現在の「掲示物管理台帳」を参考までに掲載いたします。

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成25年8月16日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年8月16日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日～)	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
経営企画部	船員保険(労災相当分)の請求先変更等に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 経企情2010-16			1		A3		
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 経企指2011-97			1		A3		
	悪質な投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 一北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部及び西ブロック本部管内各年金事務所	2012年12月15日	2013年3月31日	平成24年12月14日 経企指2012-70					A2	2012年12月14日	2012-002
リスク・コンプライアンス部	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-59		1			不明		
	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示に関する補足	2011年4月1日		平成23年4月1日 リコ指2011-71							
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67		1			A3		
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日		平成23年3月7日 リコ指2011-40							
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号)	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項		1			A2		
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項		1			A3		
	日本鉄道共済組合からの協力依頼(情報提供)	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務情2011-25				1	A3		
	軽装(クールビズ)励行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成23年4月28日 総務指2011-17					指定なし		
		2012年5月1日	2012年10月31日	平成24年4月25日 総務指2012-12							
		2013年5月1日	2013年10月31日	平成25年4月30日 総務指2013-10、サ推指2013-25		1			指定なし	2013年5月1日	2013-004
	軽装(スーパークールビズ)励行期間の実施	2012年6月11日	2012年10月31日	平成24年6月11日 総務指2012-15					指定なし		
福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター)	2011年8月17日	2012年3月31日	平成23年8月2日 総務情2011-18								
	2011年11月1日	2012年3月31日	平成23年10月25日 総務情2011-24								
	2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務情2012-13					A3			
財務部	年金事務所等の車イスの配備等	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61		1			A3		
人事管理部	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人管指2010-149 平成23年3月7日 人管指2011-16							
	平成23年9月准職員募集	2011年5月19日	2011年6月17日	人管指2011-72							
	平成23年10月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人管指2011-85							
	平成25年4月採用准職員の募集等の対応	2012年12月17日	2013年1月15日	人管指2012-123					A3	2012年12月19日	2012-003
	平成26年度新卒正規職員採用に係る学生等の年金事務所見学等	2012年12月19日	2013年4月19日	人管指2012-124					B3	2012年12月19日	2012-004
	平成25年7月准職員募集	2013年4月3日	2013年4月23日	人管指2013-47				1	A3	2013年4月11日	2013-003
労務管理部	全国労働衛生週間における取組み	2011年10月1日	2011年10月7日	平成23年9月22日 労管指2011-90							
事業企画部	「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 事企指2010-36		1			A2		
	「社労士会復興支援ホットライン」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 事企指2011-37							
	中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 事企指2011-119					A2		
	特機者等に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所変更情報等の把握に関する実施要領	2013年4月1日	2014年3月31日(予定。別途指示)	平成25年3月28日 事企指2013-29		1			A2 又はA3	2013年3月28日	2013-002

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年8月16日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年8月16日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
サービス推進部	お客様へのお約束10か条	2010年1月4日	-	平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について		/	/	/	A1		
		2010年3月2日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		2					
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、毎指指2010-38		/	/	/			
		2012年3月22日	-	平成24年3月22日 サ推指2012-10		/	/	/			
	年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示（お客様へのお約束10か条に添付）	2010年6月3日	-	平成22年6月3日 サ推指2010-59		[2]			A1		
	ご意見箱の設置についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		1			A2		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、毎指指2010-38		/	/	/			
	「わたしと年金」エッセイ募集用ポスター	2011年6月20日	2011年9月30日	平成23年6月17日 サ推指2011-26		/	/	/	A3以上		
		2012年6月1日	2012年9月30日	平成24年5月24日 サ推指2012-20		/	/	/			
		2013年6月3日	2013年9月20日	平成25年5月13日 サ推指2013-27		1				2013年5月13日	2013-005
平成24年度お客様満足度アンケートの実施	2012年1月4日～1月25日までの連続する5営業日		サ推指2012-55			1	3	A3又はA4	2012年11月29日	2012-001	
平成25年度年金事務所お客様サービスモニター会議の実施	2013年8月5日	会議開催1か月以上前	平成25年7月10日 サ推指2013-41		1		2	必須はA3 任意はA4	2013年7月3日	2013-008	
年金相談部	私の履歴整理表の活用についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、毎指指2010-38		1			A2		
	年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		2			A3		
	電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、毎指指2010-38		1			A3		
		2012年4月25日		平成24年04月25日 年相指2012-56		/	/	/			
記録問題対策部	年金額（年額）の増額（累積）グラフ	2010年1月29日	毎週月曜日	平成22年01月29日 記対指2010-12		/	/	/	A2		
		2012年4月18日	2013年7月	平成24年04月18日 記対指2012-41		/	/	/			
	未統合記録5,095万件の解明状況	2010年1月29日	3か月毎	平成22年01月29日 記対指2010-12		/	/	/	A2		
		2012年4月18日	2013年7月	平成24年04月18日 記対指2012-41		/	/	/			
	記対指2013-60「年金事務所・ブロック本部にて掲示している「記録訂正による年金額（年額）の増額[累計]と未統合記録5,095万件の解明状況」の様式の変更	2013年7月	3か月毎	平成25年6月25日 記対指2013-60		1			A2	2013年6月27日	2013-007
	ねんきんネット周知ポスター	2011年3月1日	2011年9月30日	平成23年3月1日 記対指2011-26		/	/	/			
	「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進	2011年11月17日	-	平成23年11月17日 記対指2011-108		1			A3		
「ねんきんネット」3次リリースの実施	2012年3月26日	-	平成24年3月26日 記対指2012-25		1			A3			

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年8月16日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年8月16日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
記録問題 対策部	「ねんきんネット」4次リリースについて※リーフレットのみ	2013年1月31日	-	平成25年1月18日 事企指2013-4、記管指2013-1		/	/	/			
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その②	2012年11月21日	-	平成24年11月21日 記対指2012-125、事企指2012-109		/	/	/	A2		
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その⑥	2013年1月31日	-	平成25年1月21日 記対指2013-7、事企指2013-3		1	1		A2	2013年1月18日	2013-001
品質管理部	現金詐取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品管情2010-43、口情2010-5、広報情2010-7					/		
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品管情2012-48、口情2012-17、広報情2012-4				1	A3		
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ（広報用リーフレット）の掲示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品管指2011-46					/		
厚生年金保険 部	平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報（情報提供）	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚年情2012-23			1		A3		
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について（お知らせ）	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月17日 国年指2010-510					/		
	国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国年指2012-268		1			A2		
	国民年金保険料収納事業（市場化テスト）及び納付案内・勸奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備	2012年10月1日	-	平成24年9月20日 国年指2012-341		1			A3		
	国民年金保険料収納事業（市場化テスト）及び納付案内・勸奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備②	2013年1月23日	-	平成25年1月23日 国年指2013-33							
	学生・卒業生等への学生納付特例勸奨用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国年指2012-391		1			A2		
	「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴うチラシ・ポスター等の取扱い	2013年7月1日	-	平成25年6月19日 国年2013-221		1			A2	2013年6月19日	2013-006
国民年金部 事業企画部 給付指導部 年金相談部	年金確保支援法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	2013年6月19日	平成24年1月31日 国年指2012-21、事企指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7					A3		
年金給付部	遅延特別加算法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1		A3		
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1		A3		
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200					A2		
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114					/		
合計							25	7	8		



↓
穴あけチエツク用
↓



↑
穴あけチエック用
↓

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. XXXXXXXXXX